

# 官報号外

平成二十六年三月二十七日

## ○第一百八十六回衆議院会議録 第十一号

平成二十六年三月二十七日(木曜日)

議事日程 第六号

平成二十六年三月二十七日

午後一時開議

第一 水循環基本法案(参議院提出)

第二 雨水の利用の推進に関する法律案(参議院提出)

第三 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 森林国営保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置案(内閣提出)

第七 森林国営保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

第十一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(内閣提出)並びに農業者戸別所得補償法案(第百八十三回国会、大串博志君外六名提出)、農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出)、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出)及び環境保全型農業の促進を図るために交付金の交付に関する

○本日の会議に付した案件

日程第一 水循環基本法案(参議院提出)

日程第二 雨水の利用の推進に関する法律案(参議院提出)

る法律案(大串博志君外六名提出)の趣旨説明  
及び質疑

○議長(伊吹文明君) 平後一時三分開議  
これより会議を開きます。

○議長(伊吹文明君) 水循環基本法案(参議院提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一 雨水の利用の推進に関する法律案(参議院提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、水循環基本法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

○梶山弘志君(登壇) 水循環基本法案及び同報告書

雨水の利用の推進に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(梶山弘志君登壇)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水循環基本法案は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念及び国等の責務並びに水循環に関する基本的な計画の策定等について定めるとともに、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする水循環政策本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

次に、雨水の利用の推進に関する法律案は、雨水の利用を推進し、もつて水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定、雨水利用施設の設置に関する目標の設定その他の事項を定めようとするものであります。

両法律案は、参議院提出に係るもので、去る三月二十日本委員会に付託され、昨二十六日、参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもつて、いすれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、両案を一括して採決をいたします。

両案の委員長の報告はいすれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。



日程第三 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三、貿易保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

貿易保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○富田茂之君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

[富田茂之君登壇]

○富田茂之君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の日本企業の海外事業地域における戦争やテロのリスクの増大、取引形態や資金調達手法の多様化など、海外事業環境の変化に対応するため、貿易保険の機能の見直しを行おうとするものであります。

その主な内容は、日本企業が海外で事業を行う際に、戦争やテロによって事業が中断された場合にこうむる追加的費用及び日本企業の海外子会社等による取引等を新たに貿易保険の対象とする等の措置を講じるものであります。

本案は、去る十八日本委員会に付託され、十九日に茂木經濟産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日に質疑を行つた後、討論、採決を行つた結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本

案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第四 内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第四、内閣府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長柴山昌彦君。

内閣府設置法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○柴山昌彦君 たゞいま議題となりました内閣府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申

告書  
〔本号末尾に掲載〕

[柴山昌彦君登壇]

○柴山昌彦君 たゞいま議題となりました内閣府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申

し上げます。

本案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、昨二十六日に質疑を行い、質疑終局後、民主党・無所属クラブ、日本維新的会、みんなの党及び生活の党の四会派共同提案により、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業または事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務について引き続き内閣府の所掌事務とするため、これを削除する規定を削除することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行つた後、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第五 森林国営保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第五、森林国営保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂本哲志君。

[坂本哲志君登壇]

森林国営保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[坂本哲志君登壇]

○坂本哲志君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特別会計の改革を推進するため、政府が行う森林保険に係る事業を独立行政法人森林総合研究所に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備を行い、同研究所の目的、業務の範囲等を改め、森林保険特別会計を廃止する等の所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、翌十八日林農林水産大臣から提案理由の説明を聽

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。本案の委員長の報告は可決であります。

起立採決を行いますから、議席に戻つてください。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)





その後、会長は、一旦は個人的発言として取り消し、謝罪されたものの、経営委員会で、それでもお私は大変な失言をしたのでしょうかと繰り返すなど、問題の重要性を全く認識しておられません。

さきの総務委員会でのNHK予算の審議におきましても、従軍慰安婦に関して、戦争をしているどこの国にもあつたなどの会長発言について、ワシントン・ポスト紙など、国際社会の反発を招いているにもかかわらず、発言は取り消しました。ただ、その中身は変えていないとの答弁を国会の場でされておりました。報道によれば、こうした会長の姿勢について、経営委員の中でも批判が出ていることがあります。

このほかにも、ラジオ番組で原発問題を取り上げないようテーマ変更を求めたことも、放送法違反ではないかと批判されましたし、また、理事全員に辞表を提出させるなど、パワハラではないかとの批判がある。およそ公共放送の会長にふさわしくない姿勢も問題視されております。

会長や経営委員の一連の言動に対しては、米国大使館がNHKの取材に難色を示したとの報道がなされるなど、国際的にも影響が生じているところです。

なお、この問題については、会長と理事の答弁が食い違うなど、国会答弁の信用性にかかる問題も起きていることにも触れさせていただきま

す。

また、この收支予算、事業計画では、国際放送の充実をうたっています。

NHKワールドテレビの視聴可能世帯が全世界で二億七千万世帯と、BBCやCNN並みとなつており、放送五年目にしてはよく頑張っていると言えますけれども、こうした状況においては、影響が出ることもまた必至であります。

国際放送の役目は、相手国民に日本の文化や歴史を伝え、我が國への共感を抱いてもらう点にあるのではないかと強く危惧するところでございます。

このような事態に、視聴者の皆様からも、記者会見のあつた一月二十五日から三月二十四日の夕方までの六十日間に、実際に三万五千五百件もの意見が寄せられており、批判的な意見がそのうち六割、肯定的な意見はわずか二割、また、受信料に言及したものも三割もあるということです。

もう受信料を払えないんだ、払いたくないと

返納などの措置を視聴者に示すべきときではあります。しかし、新会長は、今考えていないと答弁をしております。

これほど問題を起こしている会長が、国会にばかりいて業務が滞っている会長が、三千万円にも及ぶ報酬にふさわしい仕事をしていると言えるので

平成二十六年度のNHK予算は前会長のもとで作成された予算ですが、このような会長のもとで執行されることは、大いに問題があると思

います。

以上の理由から、本收支予算及び事業計画、資金計画については、到底承認することはできませ

ん。NHK会長は、即刻、みずから身を処されるべきであります。

最後に、民主党は、国民の知る権利、公共放送の自律性を守るため、NHK役員人事の透明性、中立性を担保するための放送法改正案を既に国会に提出しており、このような事態が今後生じない

ようにするためにも、議員各位におかれましては、早期成立に御協力いただくよう申し述べます。

公共放送の変質は、民主主義のまさに危機であることは避けられません。

このままでは、受信料の不払いで来年度の収支予算及びそれを前提とした事業計画が成り立たなくなることは避けられません。

現状は、公共放送への国民の信頼を維持できるかどうかの瀬戸際に来ていました。また、国際社会でのNHKへの信頼、ひいては、我が国の信頼を維持できるかという問題であります。

今回の事態は、現政権が行つた経営委員の人事に端を発していることを再度申し上げ、安倍政権には、節度を持つて、憲法の要請している報道の自由を尊重していくいただくよう要請をして、私の反対討論を終わります。

以上です。(拍手)

○議長伊吹文明君 次に、鈴木克昌君。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君 生活の党の鈴木克昌です。

平成二十六年度NHK予算案に反対の立場で討

論をいたします。(拍手)

その理由は、会長の資質と、会長を選んだ経営委員の言動にも視聴者から批判が寄せられている現状でありますから、反対せざるを得ません。

容易ならざる状態、経営委員もみずから律する必要があると考え、委員会全体で意思統一を図つた、これは浜田委員長の発言であります。十二日に開かれた経営委員会後の報道陣への説明で、このように委員長は顔をしかめられました。異例の見解を出されたということであります。背景には、浜田氏らがNHKの現状について抱く、執行部も経営委員も機能していないとの危機感があるということではないでしょうか。

糸井会長は、一月二十五日の就任以来、会見でみずからの説明に追われる日々であります。衆議院だけで、予算委員会や総務委員会などに参考人として十六回も呼ばれ、火消ししかできず、通常の業務が進まないとの声があります。

そんな中、百田尚樹氏の人間のくず発言が飛び出し、長谷川三千子氏の新右翼活動家への追悼文も明らかになりました。

NHKに十日午後五時までに寄せられた糸井会長の発言に関する意見は、一万五千件。一方、百田、長谷川両氏に関する意見も約二千件に上り、大半は批判内容であります。

また、会長の任命権を持つNHK経営委員会の上村達男委員長代行が、今月十一日の経営委員会で厳しく批判をされました。

上村氏は、糸井氏が就任会見で、国際放送で政府が右と言ふことを左と言ふわけにはいかないとか、特定秘密保護法は通つちやつたんで言つて

も仕方がないというような発言を、上村先生は批判されておつたわけであります。公の場であろうがなかろうが個人の見解は変わらないとおつしやる中にそれらがもし入っているとすれば、とんでもないと指摘もされておるわけであります。

また、鈴井会長の従軍慰安婦や靖国参拝に関する発言も、NHK内部その他でも言つてはいけないと上村先生はおつしやっています。

したがつて、会長の考え方と正反対の意見や、韓国、中国の主張など、NHKは多様な事実を報道しなければならないのに、会長発言により、報道しなくなるというような疑惑を呼ぶと指摘されました。その上で、NHK会長の立場を理解するための勉強と努力をしていただきたいとの苦言を呈されたわけであります。

さて、公共放送とは何でありますか。

○議長(伊吹文明君) 鈴木君、申し合わせの時間が過ぎていますから、簡単にしてください。

○鈴木克昌君(続) はい、わかりました。現場の記者さんや多くの関係者に問題があるといふよりも、この混乱は、一にかかつて会長との一連の人事にあるということを申し上げ、反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終局をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案外一案についての林農林水

当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強

い産業としていくための産業政策と、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持發揮を促進する地域政策を車の両輪として推進して農業者戸別所得補償法案(第百八十三回国

会、大串博志君外六名提出)、農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出)及び環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出)の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) それでは、この際、内閣提出、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出)及び環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出)の趣旨説明

こうした政策の着実な実施に向け、経営所得安定対策を確立するとともに、日本型直接支払い制度を法制化する必要があることから、本二法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、交付金の対象農業者の要件の変更であります。

本法は、農業の扱い手の経営安定を図ることを目的としており、対象農業者として、認定農業者及び集落営農組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止することとしております。

第二に、生産条件不利補正交付金の交付基準の変更であります。

対象農産物の生産拡大を図るため、対象農産物の品質及び生産量に応じて交付することを基本としつつ、収穫前に作付面積に応じて内金を支払うこととしております。

次に、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案についてであります。

第一に、基本理念についてであります。

市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な措置についてであります。

第四に、多面的機能発揮促進事業を推進するための措置についてであります。

市町村が補助を行うことができることを規定とともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずることとしております。

第五に、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案についてであります。

以上、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

我が国の農業、農村の発展を図っていくために

は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相

機能の適切かつ十分な発揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行う必要があり、その際、良好な地域社会の維持及び形成や農用地の効率的な利用の促進に資する地域の共同活動を活用していくことが重要となつております。

こうした政策の着実な実施に向け、経営所得安定対策を確立するとともに、日本型直接支払い制度を法制化する必要があることから、本二法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための具体的な仕組みとして、農業者の組織する団体等による農用地の保全等に必要な施設の機能を保持する取り組み等の内容を、多面的機能発揮促進事業として規定しております。

第三に、これらの取り組みに係る計画制度の創設であります。

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成及び農業者の組織する団体等に対する多面的機能発揮促進事業の事業計画の認定について規定をしております。

第四に、多面的機能発揮促進事業を推進するための措置についてであります。

市町村が補助を行うことを規定とともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずることとしております。

第五に、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案についてであります。

以上、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇)

○國務大臣(林芳正君) 農業の扱い手に対する経

営安定のための交付金の交付に関する法律の一部

を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の趣旨につきまして、御説明を申し上げます。

農業における過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下など、我が国の農業、農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増している中、国民に多くの恵澤をもたらす重要な機能である農業の多面的

○議長(伊吹文明君) 次に、提出者玉木雄一郎君。

(玉木雄一郎君登壇)

○玉木雄一郎君 民主党の玉木雄一郎です。

農業者戸別所得補償法案及びいわゆるふるさと維持支払い三法案について、その提案理由及び内容を説明いたします。

まず、戸別所得補償法案についてであります。

我が国農業の現状を憂い、民主党政権下で導入をしたのが、戸別所得補償制度であります。その結果、農業所得が回復傾向に転じ、農家の皆さんからも高い評価を得てきました。

自民党に政権交代した後の一周年も含む四年間、何の変更もなく安定的に続けられてきた農政は、ほかになかったと思います。猫の目農政から

の脱却を図り、農家の予測可能性を高めてきた制度を、政権がかわったからという政局的な理由で変更することは、生産現場に混乱を与えるものであります。この戸別所得補償制度を安定的な制度とするため、今般の法案を提出した次第であります。

この法律の最大の目的は、恒常にコスト割れを止めることで、生産を行なう農業者に対し、そのコスト割れ部分を補填することで、価格のいかんにかかわらず、再生産可能な農家所得を直接補償し、農業経営の安定を図り、あわせて多面的機能の維持を図ることであります。いわゆる

歐米型のダイレクトペイメントの制度を参考にして導入した制度であります。

ただし、政府・与党案との大きな違いは、私は、米、大豆などだけではなく、米の生産についても恒常的なコスト割れが生じていると認識あります。

米については、国境措置以外の対策は不要だと

する政府・与党案とは、根本的に考えが異なります。しかし、その国境措置でさえ守られるのかどうか、農家は不安な気持ちで、今、TPP交渉を見守っています。

もちろん、私たちも、農業の構造改革を否定するものではありません。

そもそも、全国一律の交付単価を導入することを例えれば、二ヘクタール以下の農家について

は、交付金を受けてもなお、コストのギャップを埋め切れません。そのため、面的集積を通じて生産コストの低減を図るインセンティブが、制度の中

にビルトインされています。つまり、戸別所得補償制度は、いわば、静かな構造改革を促す制度となっています。

なお、米の固定支払いについては生産調整前後にビルドインされています。つまり、戸別所得補償制度は、いわば、静かな構造改革を促す制度となっています。

提としておりますが、逆に言えば、交付金を放棄すれば、生産調整にかかるらず、今でも、幾らでも生産することができますし、安くつくつた米を

幾らでも輸出することができます。

つまり、民主党政権下で戸別所得補償制度が導入されたことを機に、自民党が進めてきたいわゆるペナルティー型の減反制度については既に廃止されており、いわば、事実上の選択的な減反制度に既に移行しております。

よって、安倍政権で四十年ぶりに減反制度を廃止したとの発言は、全く事実に反します。

次に、農地・水等共同活動の促進に関する法律案について説明します。

農村集落における共同活動は、農業生産活動を維持し、あわせて多面的機能を維持する上で不可欠であり、共同で行う水路や農道の保持に必要な費用について支援することとしております。

ただし、本法案が政府・与党の日本型直接支払

いと大きく異なるのは、私たちの案は、あくまで

非農家も含めた共同活動を支援対象とし、農村コ

ミュニティの維持・ふるさとの維持を明確な法

目的としていることであります。

これに對し、政府・与党案は、従来の農地・水の制度の中から、農家のみの団体でも交付が受けられる新しいカタゴリーを切り出し、日本型直接

支払いを創設したとしておりますけれども、私たちの案では、個々の農家の活動によって発揮される多面的機能の支援については、あくまで戸別所

得補償制度によって行うものと明確な整理をしております。

必ずしも個々の農家への直接支払い、つまりダ

イレクトペイメントにはなっていない制度を無理に日本型直接支払いと呼ぶことで、政府・与党案は、生産現場に混乱を与えるとともに、制度や事務を複雑にする可能性が高く、問題があると考えています。

次に、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案について説明します。

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動は、国土の保全といった、金銭的には評価しにくい恩恵を國民にもたらしています。しかし、こうした地域での農業継続は他の地域より困難であるため、その生産条件の不利性に着目し、それを補正しようとするのが、本法律案の目的であります。

なお、私たちの案では、政府・与党案とは異なり、支援の要件となる条件不利性について、単に傾斜の度合いだけではなく、分散錯闊の状況など連担化の困難性などにも着目し、平地における条

件不利地についても交付可能な仕組みとしており

ます。

最後に、環境保全型農業の促進を図るために交

これについては、有機農業など自然環境の保全に資する農業を推進することとしてあります。

以上が、これら法律案の提案理由及びその内容であります。

私たちは、私たちの理念に基づき、また、三年三ヶ月の実績も踏まえ、農家にとって、そして日本農業にとってベストだと思える案を取りました。

農家所得の向上や農村集落の維持の観点からは、政府・与党案よりもすぐれているとの自信があります。正々堂々議論を行つてしまいま

すので、何とぞ、十分な審議時間を確保していただき、徹底した審議の上、可決していただきますようお願い申し上げ、私からの提案理由説明とい

たします。(拍手)

本の農業にとってベストだと思える案を取りました。農家所得の向上や農村集落の維持の観

点からは、政府・与党案よりもすぐれているとの自信があります。正々堂々議論を行つてしまいま

すので、何とぞ、十分な審議時間を確保していただき、徹底した審議の上、可決していただきますようお願い申し上げ、私からの提案理由説明とい

たします。(拍手)

〔斎藤健君登壇〕

○斎藤健君　自由民主党の斎藤健です。

ただいま議題となりました政府提出の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の両法案について、自由民主党を代表して質問をいたします。(拍手)

今回の政府提出法案及び野党提出法案をつぶさに見てみると、まさに農業政策についての基本的な哲学の違いを感じます。

まず、民主党外二党提出の法案にあります農業者戸別所得補償制度についてであります。

今後の我が農業の行く末に思いをいたしますと、意欲と能力のある農業者に対する農地利用の集積、集約化を進め、あるいは集落営農を組織化すること等で、担い手たり得る経営体を育成確保し、農業を魅力ある産業としていくことが不可欠であり、それこそが、結局、国民全体の利益になつていくんだと思います。

にもかかわらず、この戸別所得補償制度は、全ての販売農家を対象としているため、農業構造の固定化を促進してしまいます。そんなことで本当にいいのでしようか。

また、安い外国産と競争を強いられ、生産条件の格差からどうしても太刀打ちできない麦、大豆等の畑作物については、食料自給率向上のため、コスト割れの補填を行うことが必要と判断されるわけでありますけれども、一方で、高い国境措置によって外国産との競争にさらされていない米について、麦、大豆等と同等に論じることはできません。

これらの理由によりまして、我が党は、野党時代から、いわゆるばらまき四K施策の一つとして

批判をしてきたわけがありますが、またぞろそれを行おうとするのはどうしてか、先日来、首をひねつて考えておりますけれども、なかなか答えが見つかりません。

さらに言えば、この農業者戸別所得補償法案に

ついては、この政策の重さと政権を担うことの厳しい責任を感じる者ならば当然のこと、三年間の政権担当中に堂々と国会に提出し、議論に付すべきものがありました。

しかしながら、ついに政権担当中に国会に提出されることはありませんでした。そして、野党になるや否や、突如として国会に出された。これも、どう首をひねつても理解できず、ついに首が痛くなつてしましました。

要するに、国会を通して、国会での議論にたえる自信が政権担当中なかつたのではないかといふ理由以外は考えにくく。

我が国農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大が進展しており、五年先、十年先を考えれば、安倍政権のもとで積極的に展開している農業改革は、待ったなしであります。

りに練つて今日に至つた、我が党の長年の思いのこもつた政府提案の二法案について、根本的な点について質問させていただきます。

御答弁につきましては、農業関係者だけでなく、納税者一般に対しても説明するように意識して御答弁いただければ幸いであります。

まず、安倍総理に一問だけお伺いいたします。

安倍政権のもとで進められている一連の農政改革において、我が農業、農村の将来像をどのように考えておられるのか、また、その改革の中でお伺いいたします。

今回の二法案はどのように位置づけられるのか、お伺いいたします。

次からの質問は全て農水大臣に対してであります。

我が國農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大が進展しており、五年先、十年先を考えれば、安倍政権のもとで積極的に展開している農業改革は、待ったなしの課題であります。私は、あらゆる努力を傾け、強い農林水産業とともに、美しく活力ある農山漁村を実現していく決意です。

これらを実現していくためには、農業、農村をめぐる一つ一つの課題に正面から向き合い、克服していくことが不可欠であります。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創出プランを取りまとめ、新たな需要を取り込むための輸出の拡大、六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、そして、農地集積バンクを通じた農地の集積による生産性の向上、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しを行うこととしております。

今般御審議いただく二法案は、このうち、多様な担い手の育成確保、日本型直接支払いの創設を実現するためのものであります。

今後、これらの改革を着実に進めることによって、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、農村全体の所得倍増の実現につなげていく考えであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　斎藤健議員にお答えをいたします。

農業、農村の将来像と二法案の位置づけについてお尋ねがありました。

地方の活性化は安倍内閣の最重要のテーマであり、地方経済の中核をなす農林水産業の活性化は、待ったなしの課題であります。私は、あらゆる努力を傾け、強い農林水産業とともに、美しく活力ある農山漁村を実現していく決意です。

これらを実現していくためには、農業、農村をめぐる一つ一つの課題に正面から向き合い、克服していくことが不可欠であります。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創出プランを取りまとめ、新たな需要を取り込むための輸出の拡大、六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、そして、農地集積バンクを通じた農地の集積による生産性の向上、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しを行うこととしております。

今般御審議いただく二法案は、このうち、多様な担い手の育成確保、日本型直接支払いの創設を実現するためのものであります。

今後、これらの改革を着実に進めることによって、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、農村全体の所得倍増の実現につなげていく考えであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇〕

○国務大臣(林芳正君)　斎藤健議員の御質問にお答えいたします。

産業政策と地域政策を明確にして政策を進める趣旨についてのお尋ねがありました。

農業、農村は、我が国の成長の糧となる大きな潜在力を有していると考えております。農政を改革し、国内農業の活性化を図っていくことは、待ったなしの課題であります。

その潜在力を最大限に引き出すためには、施策ごとにその目的、対象、施策の内容を明確にし、効果的に推進していく必要があると考えております。

## 官 報 (号外)

このため、政府案では、意欲と能力のある農業者が需要の動向を敏感に把握して、高付加価値化等を進めるなど、創意工夫により経営を発展させることによって、農業の成長産業化を図る産業政策と、農業、農村の持つ多面的機能の発揮を図る地域政策とを明確に区分し、それぞれの目的に応じた政策体系を整えた上で、これらを車の両輪として進めることとしております。

これによつて、強い農業と美しく活力ある農村を実現し、農業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、経営所得安定対策の設計的基本的考え方についてのお尋ねがありました。

我が国農業を安定的に発展させ、国民の命を支える食料を安定的に供給していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要であります。

このため、経営所得安定対策では、全ての販売農家を一律に対象とするのではなくて、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとする認定農業者、将来的に効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定新規就農者など、意欲と能力のある担い手を対象とすることにしておりま

す。

この二法案を含む今般の一連の改革においては、飼料用米等への助成の充実や产地交付金の拡充等によりまして、意欲ある担い手が、みずから

の経営判断で需要ある作物を選択し、農地をフル活用する等の取り組みへの支援を強化しております。

この格差から生ずる不利を補填する交付金と、収入変動に対するセーフティーネット対策として、農業者の拠出を前提に、収入減少の一一定額を補填することとしております。

次に、多面的機能支払いの設計の基本的考え方についてのお尋ねがありました。

近年、農村地域における高齢化、人口減少等に

より、地域の共同活動によつて支えられている農業、農村の多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ

が生じています。

このような状況に対処し、農業、農村が持つ多面的機能が今後とも適切に発揮されるように、産業政策と車の両輪をなす地域政策として、地域の共同活動に着目した多面的機能支払いを創設することとしたところです。

この多面的機能支払いは、水路、農道等の管理

を地域の共同活動で支え、担い手の負担を軽減す

ることにより、構造改革を後押しする効果も有し

ておるところであります。

本制度については、このような多面的機能支

払いの役割に着目し、その安定的な実施に資するよ

う、法案を提出しているものであります。

また、新たに創設する日本型直接支払いは、農家の負担を軽減し、実質的な手取りの向上にもつながると考えております。

さらに、農地集積等による生産性の向上等を図り、農業所得を増大するとともに、輸出や六次産

業化を促進し、市場規模そのものを増大すること

により、農業、農村全体の所得の倍増を目指していきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、次の質疑者、寺島義幸君。

(寺島義幸君登壇)

○寺島義幸君 ただいま議題となりました、政府

提出、農業の担い手に対する経営安定のための交

付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

案、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案、民主党・無所属クラブ・生活の党・社

会民主党提出、農業者戸別所得補償法案、農地・

水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域

その他の条件不利地域における農業生産活動の継

続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進

を図るための交付金の交付に関する法律案について、民主党・無所属クラブを代表して質問をいた

します。(拍手)

まず、減反の廃止について伺います。

昨年十月、産業競争力会議農業分科会で方向性

が示された生産調整制度、いわゆる減反制度の見

直しは、年末に向け、戦後農政の大改革かのよう

に報じられました。先週三月二十日、平成二十六

年度予算成立後の記者会見においても、総理は、

しかし、今般の制度変更がなされることで、過

剰作付が増加するのではないか、その結果、米価

の低下が引き起こされてしまうのではないかと危

惧をいたしております。米価の低下は、つまり、農業者個々の所得の低下であります。

今般の政策変更を通じ、米価はどのように作用

するのか、下がるのか、下がらないのか、農林水

産大臣の明確な見解を求めます。

次に、過剰作付米対策としての、飼料用米への誘導強化について伺います。

今回の制度改正に伴つて、飼料用米、米粉用米について数量払いが導入され、主食用米からの転作が誘導強化されることになつております。

農林水産省資料では、潜在需要を四百五十万トンとしていますが、現在の生産量は十八万トンにすぎず、転作を誘導したとしても、国内での消化がそもそも可能であるのか、疑問であります。

また、そもそも種子の確保、主食用米への混入防止、飼料用米を原料として使用する工場が北・東日本地域に集中していることから生じる流通コストの問題など、急激に伸ばそうとしている言葉だけでは足りないほどあります。今回の対策が絵に描いた餅に終わらないのか、強い危機感を感じております。

関連して、政府提出の、いわゆる日本版直接支払い制度について伺います。

政府による経営所得安定対策、すなはち戸別所得補償制度としての米の定額支払いの将来的な廃止により、農業所得の減少が大変危惧されます。

政府は、この課題については、日本版直接支払い制度について伺います。

あわせて、民主党・無所属クラブ、生活の党、社民党提出のふるさと維持支払い三法案について伺います。

ふるさと維持支払い三法案は、政府提出法案への対案として提出されたと認識しておりますが、政府案との違い及びその違いを是正することによって、直接支払いなどと呼ばれるのか、農林水産

大臣から説明をお願いいたします。

あわせて、法律により恒久化されることで、各農業者の皆様の事務負担が過重になるのではないか、心配される声が多数寄せられております。今後も事務負担軽減に向けてどのような取り組みがされるのか、農林水産大臣の答弁を求めます。

次に、日豪EPA交渉について伺います。

報道によれば、日豪EPA交渉について、昨日閣僚会談が行われ、四月上旬にも予定されます。

日豪EPA交渉について、昨首脳会談で合意に至るのではないかと報じられております。

日豪EPAについては、二〇〇六年十二月、衆議院農林水産委員会において、米、麦や牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目を除外か再協議の対象とする、交渉期限を定めない等を決議しております。今後、しつかりこの決議を遵守していかれかが、総理の明快な答弁をお願いいたします。

次に、民主党・無所属クラブ、生活の党、社民党提出の農業者戸別所得補償法案について伺います。

民主党政権で始まつた農業者戸別所得補償制度について、今回、その恒久化に向けた法案を提出されました。政府において決定された改革案の問題点を踏まえ、改めてその制度の必要性を御説明いただくとともに、旧来実施してきた戸別所得補償制度との違いについて、提案者の答弁を求めてます。

民主党政権で始まつた農業者戸別所得補償制度について、今回、その恒久化に向けた法案を提出されました。政府において決定された改革案の問題点を踏まえ、改めてその制度の必要性を御説明いただ

答弁を求めます。

先ほどから触れております、農林水産業・地域の活力創造プランでは、これが第二次安倍内閣の農林水産行政の方向だとし、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業、農村全体の所得を今後十年間で倍増させることを目指すとし、また、強い農業者のが作物をつくっていたものを、五

確かに、成長戦略としての農産物輸出など、産業政策の側面はあるでしょう。コミュニティーの支え手としての地域政策の側面はあるでしょう。しかし、その土台は、営農の安定継続をゆるがせにしないようにする農業政策そのものであり、その上にこそ、産業政策があるはずであります。

農政を語るとき、農政に与野党なしという言葉がよく使われます。農業者のことと思う気持ちには、農政に携わる者は誰も同じであるという意味づけも大事ですが、それ以上に、日々、作物と向かい合い、天候に左右されながらも、私たちの食卓に農産物を安定的に送り届けてくれる農業者が安心して営農を継続するためには、強いとか美しいなどと浮ついた言葉に流されることなく、大地に根差した政策の土台にこそ目を向け、時の政権与党的の判断一つで左右されではなく強い強固な思想、制度を、立法府の責任においてしつかり築かなければなりません。

そのためにも、安倍政権が進めようとしている、将来を見通せない農業がいいのか、私たちが

う最善の道を追求するよう、引き続き、妥結を目指して交渉に取り組んでまいります。

日豪EPAについてのお尋ねがありました。

日豪EPAについては、御指摘の衆議院農林水産委員会の決議をしつかり受けとめ、国益にかなう最善の道を追求するよう、引き続き、妥結を目指して交渉に取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣林芳正君登壇〕

○國務大臣(林芳正君) 寺島議員の御質問にお答えいたします。

米政策の見直しが米価に与える影響についてのお尋ねがありました。

今回の米政策の見直しでは、水田活用の直接支払い交付金を充実し、数量払いの導入など、飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、産地

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 寺島議員にお答えをいたします。

米の生産調整の見直しについてお尋ねがあります。

政府としては、農地のフル活用を図り、食料自給率、食料自給力の維持向上を図つていく観点から、これまで、行政が配分する米の生産数量目標を年後を目途に、農業者がマーケットを見ながらみずから経営判断で作物をつくれるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米等の生産振興を図ることを内容とする、米の生産調整の見直しを行うこととしております。

今後、こうした方向に沿って、農家の方々に丁寧に御説明しながら改革を進めてまいります。

なお、施政方針演説などにおいては、こうした政策の内容を一般の方々が理解しやすいよう、いわゆる減反の廃止と述べてきたものであります。

日豪EPAについてのお尋ねがありました。

日豪EPAについては、御指摘の衆議院農林水産委員会の決議をしつかり受けとめ、国益にかなう最善の道を追求するよう、引き続き、妥結を目指して交渉に取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣林芳正君登壇〕

○國務大臣(林芳正君) 寺島議員の御質問にお答えいたします。

米政策の見直しが米価に与える影響についてのお尋ねがありました。

今回の米政策の見直しでは、水田活用の直接支払い交付金を充実し、数量払いの導入など、飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、産地

交付金も充実し、地域の創意工夫を生かした産地づくりを進めるほか、国による、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供等を行うことによって、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者みずからの経営判断によつて需要に応じた生産を行える環境をさらに整えていくこととしております。米の価格は、基本的には民間取引の中で決定されますが、こうした取り組みを通じて、引き続き、米の需給と価格の安定を図つてまいります。

飼料用米についてのお尋ねがありました。

飼料用米については、輸入トウモロコシと遙色ない価格で供給できれば、四百五十万トン程度の潜在的な需要が見込めるものと考えております。

今後、飼料用米の一層の生産、利用拡大を進めることには、低コストで省力的な栽培技術や多収性品種の導入、需要先の確保や飼料用米の円滑な流通体制の整備等を進めることが重要です。

このため、多収性専用品種や直播栽培の導入、多収性専用品種の種子の確保に向けた種子転用の環境整備、主食用米への混入防止対策を記載したマニュアル作成と現場への指導の徹底、耕種側の乾燥調製貯蔵施設や畜産側の加工・保管施設の整備等への支援、耕種農家と畜産農家のマッチング活動、配合飼料工場での長期的・計画的な供給、活用のための情報提供等を一体的に推進しております。

最後に、日本型直接支払い制度を直接支払いと呼称すること及び法制化による農業者の皆様の事務負担についてのお尋ねがありました。

一般的に、農業者に対する支援策として、閑税の設定などで農業者を間接的に支援する価格支持に対しまして、補助金を支払つて農業者を直接的に支援するものを直接支払いと呼んでおります。

農地・水保全管理支払いなどのように、共同活動を行つて地域の組織に補助金を支払うことにより、最終的に農業者を直接的に支援する手法を導入しております。これらの施策においては、我が国では、欧米とは異なり、水田を中心に農業が地域ぐるみで営まれてること等から、地域のまとまりを単位として、活動組織や集落という地域の組織を対象とした支払いを行つてゐるところであります。

今般本格的に導入することとしている新たな制度も、このような枠組みの制度とすることとしており、こうした特徴を踏まえて、日本型直接支払いと称しております。

また、法律に基づく制度とするに伴い、農業者等の事務負担が過重とならないよう、現場の意見や現行制度における事務の内容も踏まえ、事務の簡素化を図つていきたいと考えております。(拍手)

〔大串博志君登壇〕

○大串博志君 寺島議員に御答弁申し上げます。

戸別所得補償に対する御質問をいただきました。

御質問のように、私どもが提案をいたしており、何ら根拠を見出せない中で、突然、米の交付金が半額にカットされ、そして五年後には廃止、そして、具体的な需要の全く見通すことのできない飼料用米への転作誘導強化などが決定されました。

このような拙速な制度変更がなされることもなれば、着実に減少傾向にあつた過剰作付が再び増加し、米価が、不測の中で、低下するのではないかという大変な危惧がござります。私たちが育んできた農業、農村は壊滅的な打撃を受けるのではないか、大変強い危機感を抱いてやみません。

そのような危機感から、改めて、農業者の皆様に大変好意的に受けとめていただいていた戸別所得補償制度を恒久化すべく、法案を提出させていただいた次第です。

制度の概要ですが、基本的には、従来実施しておりました戸別所得補償制度と違いはございません。ただし、従来の米価変動補填交付金と収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策を整理統合

題であり、そのため、欧米では一般的な、規模や形態で差別せずに、コスト割れ部分を国が責任を持つて補填する直接支払い制度が、農業者戸別所得補償制度であります。

民主党政権で初めて導入以降、結果として、農業所得は着実に回復し、全国一律の単価を用いたおり、こうした特徴を踏まえて、日本型直接支払いと称しております。

また、法律に基づく制度とするに伴い、農業者等の事務負担が過重とならないよう、現場の意見や現行制度における事務の内容も踏まえ、事務の簡素化を図つていきたいと考えております。

〔鷲尾英一郎君登壇〕

○鷲尾英一郎君 寺島議員にお答えいたします。

御質問のように、私どもが提案をいたしており、何ら根拠を見出せない中で、突然、米の交付金が半額にカットされ、そして五年後には廃止、そして、具体的な需要の全く見通すことのできない飼料用米への転作誘導強化などが決定されました。

このような拙速な制度変更がなされることもなれば、着実に減少傾向にあつた過剰作付が再び増加し、米価が、不測の中で、低下するのではないかという大変な危惧がござります。私たちが育んできた農業、農村は壊滅的な打撃を受けるのではないか、大変強い危機感を抱いてやみません。

そのような危機感から、改めて、農業者の皆様に大変好意的に受けとめていただいていた戸別所得補償制度を恒久化すべく、法案を提出させていただいた次第です。

制度の概要ですが、基本的には、従来実施しておりました戸別所得補償制度と違いはございません。ただし、従来の米価変動補填交付金と収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策を整理統合

し、国と農業者の拠出で実施される収入減少影響緩和交付金を新たに導入するとともに、三年以内に野菜や果樹を含む総合的な所得保険制度の創設、これを盛り込んでおるところでございます。

今回の農政改革は、今後の農政に極めて重要な岐路となります。政府案と私どもの案のいずれが、真に農業者の立場に立ち、先の見通せる農政となつてゐるのか、ぜひ委員会においてしつかりとした議論を尽くさせていただきたい旨申し上げさせていただき、答弁にかえさせていただきまます。(拍手)

的機能の發揮促進を前面に出す政府案とは、その理念において、大きな違いがございます。

次に、各施策の違いについて御説明いたしました。

私どもの三法案の大前提は、現在予算措置で実施されている事業といかに連携性を持たせ、現場で施策を利用している農業者に混乱が生じないかという点に留意しつつ、制度設計をしておりま

す。

## 官 報 (号 外)

その上で、より農業者の皆様にとって活用しやすいよう、農地・水保全管理支払いにおきましては、交付単価の一律の取り扱いを改め、地域の積極性に合わせて柔軟に取り扱うこととし、中山間地域等直接支払いにつきましては、勾配の斜度のみならず、平地における条件不利性も認めるなど、より実質的な取り扱いをしております。

また、数年分の交付金の継続活用や事務手続の一層の簡素化等、実務上の負担ができるだけ軽減することとしております。

さらに、昨今の農地の現況を踏まえまして、農振用地以外の農用地への交付等、柔軟な交付が可能となるよう設計をいたしております。環境保全型農業直接支援につきましては、政府案のように都道府県、市町村を通じて交付されることによって生じる現場の混乱回避するべく、工夫をしております。

政府案に比べまして、現場の声、これまでの予算措置に基づく交付金の実務実態に即して、より活用しやすい交付金制度となるよう設計しておられ、ぜひ委員会において議論を尽くしていただきたいと考えております。

以上です。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（赤松広隆君） 次に、村岡敏英君。

〔村岡敏英君登壇〕

○村岡敏英君 日本維新の会、村岡敏英でござい

ます。

会派を代表して、ただいま議題となりました農

業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案と農業に

有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案に

について質問させていただきます。（拍手）

今議論を始めようとしているこの法案は、必ず

や農業の大改革につなげなければなりません。

今、農業は、このまま衰退していくのか、それとも成長産業へ変革していくのか、岐路に立たざれています。

国会の中には、変化を望まない抵抗勢力の議員

もいるでしょう。しかし、我々維新の会は、既得

権益にしがみつく抵抗勢力にひるむことなく、農

業を、国際競争力のある成長産業へと脱皮させ、

眞に、農業者、農村社会の発展のために、大改革

を推進する原動力となります。

さて、安倍総理の、第一次及び第二次政権にお

ける、農業への言及について振り返ってみます。

第一百六十六回国会の施政方針演説では、「地域

の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業と

して大きな可能性を秘めています。意欲と能力の

ある担い手への施策の集中化、重点化を図りま

す」と述べられました。

さらに、第一百八十五回国会の所信表明演説で

は、「成長する世界の食市場への農水産物の輸出

を戦略的に倍増し、一手間かけて付加価値を増す

六次産業化を進めます。これらによつて、今後

まいります」と宣言されました。

その言葉どおりであるとすれば、農業の大改革

を推進していくという強い決意を我々維新の会と共有していると期待し、以下、具体的な質問に移らせていただきます。

日本は、米の価格を維持するために、需要と供給のバランスに鑑みて、減反及び生産調整の政策をとりました。減反開始は一九七〇年です。

しかしながら、現実には、その翌年から一九八三年にかけて、約千三百四十万トンもの米余りが生じました。これらの過剰米に対して、国民の税金を三兆円もかけて処理せざるを得なくなつたという結果に追い込まれてしまいました。

さらには、WTOでミニマムアクセス米を輸入することとし、それに対する対策で、実に、六兆円を上回る税金投入を余儀なくされてしましました。

この間、大きな予算を投入してきたにもかかわらず、農家の所得は下がり続け、今や、農業従事者の平均年齢は六十六・二歳です。まさに、現在の日本の農業は厳しい現状にあり、このままいけば日本から農業が消えてしまうとも言える、大変な岐路に立たされていると思います。

しかし、我々は、自立する国家を実現するためにも、農業が非常に大きな位置を占めていると強く認識いたします。今こそ、日本の食文化を守る農業を、産業として再生していかなければなりません。

では、なぜ、毎年二兆円以上の予算をかけながら、農業が、魅力ある産業にならなかつたのでしょうか。

実は、一九七〇年代には、農産物の輸出額で、日本は、ドイツ、オランダ、アメリカとほぼ同じだつたのです。ところが、ドイツ、オランダ、アメリカは、当時、生産技術や農業機械の開発によつて飛躍的に農業生産高をふやしていく中、自

国の農産物を世界に輸出するという戦略をとりました。現在、これらの国の農産物輸出額は、飛躍的に伸びています。

一方、日本は、日本の一番強みである米について、国内市場だけを見て、減反政策に踏み切りました。成長を目指す産業であつたならば、当然、世界市場を見据えた農業政策を展開しなければなりません。しかし、そうしなかつたために、世界市場でおくれをとつてしまつたのです。

日本の農業がこれまで衰退した最大の原因是、選挙のたびごとに政策を変えてきたからではないでしょうか。つまり、農業政策が、その場その場の選挙の事情に振り回され、農業者の、国に対する信頼を失わせ、競争力を失わせてしまつたのです。

日本の農業がこれまで衰退した最大の原因は、選挙のたびごとに政策を変えてきたからではないでしょうか。つまり、農業政策が、その場その場の選挙の事情に振り回され、農業者の、国に対する信頼を失わせ、競争力を失わせてしまつたのです。

農業の大転換を進めるためには、戦後農政の総括が必要であるのではないか。

安倍総理、林農林水産大臣は、戦後の減反政策、生産調整の政策についてどうお考えなのか。

なぜ、今、生産調整の見直しをしなければならないのか。御答弁をお願いいたします。

次に、日本の農業の将来像について質問します。

このたび、二つの法案が提出されました。

次に、日本の農業の将来像について質問します。

一つは、経営安定のための、いわゆるゲタと言われる交付金と、いわゆるナラシと言われる交付金を、対象者の要件を見直して交付するという法案です。もう一つは、農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した支払い制度、中山間地や環境保全型農業に対する直接支払い制度の創設等の法案です。

いずれも、個々の政策としては、否定するものではありません。しかしながら、農業がどの方向に進んでいくか、はつきりと方向性が示されてい

ない点で、大いに問題があります。一体、どのように将来像を描いているのでしょうか。我が党は、農業が成長に向かうには、大きく、七つの視点があると考えています。

まず、一つ目は、食文化を、世界市場を見据えて、輸出産業にする。

二つ目は、全国一律の農業政策を、気候や土壤や生産技術に鑑みて、適地適産の政策を打ち立てます。

三つ目は、企業参入による経営感覚を持ち、次産業化を目指す。

四つ目は、若者にとって魅力のある産業にする。

五つ目は、農協の機能を進化させる。

六つ目は、観光産業との融合です。

そして、忘れてはならないのが、日本の環境を維持するために、中山間地の農業は、環境保全として考えるべきであるということです。

以上七つの視点から考えると、いわゆるゲタ、ナラシという対策は、今現在の農業の対策にとつて、それによって将来どのような農業が実現されるかという視点がありません。

また、後者の法案では、初めて日本型直接支払といいう取り組みを法律的に位置づけるという意義はあるでしよう。

しかし、重ねて言いますが、いずれも、農業の将来像をどのように描いているのかが見えてこないのは明らかであります。

本日議題になりました二つの法案によつてどのような農業の将来像を描いているか、安倍総理、御答弁をお願いいたします。

次に、成長産業への戦略について質問します。

日本の農業が衰退したのは、輸入がふえ、自給率が下がったことが原因という主張があります。

裏を返せば、日本の農業は、規模が小さく、競争力がないので、関税が必要だということです。

しかし、世界第二位の農産物輸出国オランダは、農地面積が百九十万ヘクタールで、日本の農地面積の三分の一しかありません。それにもかかわらず、農業輸出は約十一兆を超えていました。

規模の大小だけでは語れないということです。最も重要なのは、市場のニーズをつかみ、経営感覚を持ち、常に挑戦し続けることなのです。

フードバーと呼ばれているオランダの中心地区には、大学とその他多数の公共、民間の農食品研究センターの拠点があり、六十万人以上が食品製造、研究、貿易に従事しています。知識と企業家精神が相互作用して、価格決定力を持ち、オランダの農業は成長産業へと発展しています。

以上のことから、オランダのように、企業家精神ある農業者が価格決定力を持ち、農業が産業化するにはどのような対策が必要だと考へているか、お聞かせください。

次に、農業が魅力ある産業へ転換するための戦略について質問します。

農林水産委員会で、我が党同僚の岩永裕貴議員が、現在、農業高校の卒業生は二万人、その中で、農業につくのは七百五十人、五・二%しかいないという状況を指摘しました。

魅力ある産業には、何も言わなくても若い人たちが集まつくるものであります。それが、農業の場合は、戦前の農商務省に入つて、農政官僚の仕事に従事したことがありました。そのとき、柳田国男氏は、日本は農国なりという語をして農業の繁栄する国という意味ならしめよと主張しました。

一世紀以上も前の言葉ですが、この柳田国男氏の言葉は、現在そのまま当てはまります。ぜひ

めいろいろな農業の最先端の知識を得てもらう取

り組みを、ぜひ行わなければなりません。十五歳から十八歳という大事な時期に農業高校で学ぶ人

たちのために、農業は成長産業だ、これから伸びていくんだと本当に感じられる、農業の教育プロ

グラムをつくらなければなりません。そこには、思い切った予算も投入しなければなりません。

ここで、もう一度、第百八十三回国会、施政方針演説の言葉を紹介させていただきます。

攻めの農業政策が必要です。日本は瑞穂の国で

す。息をのむほど美しい棚田の風景、伝統ある文

化。若者たちが、こういう美しいふるさとを守

り、本当に希望の持てる強い農業をつくつてしま

ります。

私は、IT化や農業ビッグデータなど最先端の技術を取り入れて若者に魅力ある農業を目指して

こそ日本の農業は強い産業になると思います。将

来に、若者に対する対策が見えてきません。ぜひ

その点をお答えください。

総理、この農政の大改革には、冒頭に申しまし

たように、抵抗する勢力も根強くあつて、あつれ

きも生じれば、痛みも、汗も流さなければなりま

せん。

我々維新の会は、これまでの選挙日当での農業

政策に決別し、真に、農業、農村社会の発展のため、農業の大改革を目指してまいります。

日本民俗学の父として名高い、あの柳田国男氏

は、戦前の農商務省に入つて、農政官僚の仕事に従事したことがあります。そのとき、柳田国男氏は、日本は農国なりという語をして農業の繁栄

ませんか。

安倍総理、この農業の大改革にどれほどの決意をお持ちか、ぜひお聞かせください。

世界の人口は、今世紀半ばに九十億を超えると

予想され、経済発展に伴う新興国の食の改善とあ

わせて、今後大幅な食料増産が必要となりま

す。国内市場のみでなく、世界規模の食料事情を

見据えて農業政策を決定していくことが重要で

す。

そして、日本にとっても、農業を成長産業にで

きなければ、日本のふるさと、将来の展望は開け

ません。

我々維新の会は、農業の成長産業化で農村に新

た人々の参入を呼び起こし、田園からの産業革

命を起こして、ふるさとを再生する、農業の発展

なくして日本の将来はあり得ないと強い意思を

持つことを述べて、私の質問とさせていただきま

す。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 村岡敏英議員にお

答えをいたしました。

戦後農政の総括についてお尋ねがありました。

これまで、農政においては、その時々の課題に

対応するため、米の生産調整を初め、さまざま

な施策を開拓し、国民への食料の安定供給等に努め

てきましたが、農産物価格の低下等による農業所

得の減少、担い手の減少と高齢化の進展、耕作放

棄地の増大など、現在の我が国の農業、農村をめぐる状況は厳しいものとなつております。

その要因として、食生活が大きく変化する中で、例えば米のように、需要が減少する作物の生産転換が円滑に進められなかつたこと、水田を初

めとする土地利用型農業の部門においては、担い手への農地集積がおくれたこと、農産物の価格が低迷する中で、高付加価値化が実現できなかつたことなどの事情があつたと認識しております。こうした状況を一つ一つ克服し、我が国の農業の活性化を図ることは、待つたなしの課題であると考えております。

農業の将来像についてお尋ねがありました。我が農業を活性化させていくためには、新たな需要の取り込みや、高付加価値化、生産性の向上など、一つ一つの課題に正面から向き合い、克服していくことが不可欠であります。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出の拡大、六次産業化の推進、多様な担い手の育成確保、農地集積バンクを通じた農地の集積、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んだ上に、さらに、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しを行うこととしております。

&lt;/div

○副議長(赤松広隆君) 次に、樋口尚也君。

(樋口尚也君登壇)

○樋口尚也君 公明党の樋口尚也でございます。

公明党を代表して、ただいま議題となりました

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に關する法律の一部を改正する法律案及び農

業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律

案につきまして質問をいたします。(拍手)

過日、豪雪で被害に遭われた大阪府羽曳野市のブドウ農園をお訪ねし、甚大な被害を目の当たりにしてまいりました。

余り知られていませんが、私の地元大阪府は、主力品種のデラウエアの生産高が全国第三位のブドウの産地であります。この折、被害に遭われた農家の方が、若いころの御自身の体験を語つてくださいました。

昔、ある名人にブドウづくりを教わったとき、その名人から、ブドウのことは俺に聞くな、ブドウに聞けと一言言われた、農家の人は、誇り高く、寡黙な人が多いんですねよというお話をございました。

寡黙な方が多い農業者の皆様の小さな声、声なき声にしつかりと耳を傾け続けること、それが政治の責任であることを改めて肝に銘じ、今後とも国政に取り組んでまいります。

初めに、本法案等の位置づけや役割、農家所得への影響についてお伺いをいたします。

政府は、今後十年間で農業、農村全体の所得を倍増させることを目標に掲げ、昨年末に農林水産業・地域の活力創造プランを策定し、現在は、食料・農業・農村基本計画の見直しに着手をしております。

一連の農政改革において、本法案とそれに基づく各施策は、どのような位置づけがなされ、農

業、農村所得倍増という目標や、國の最大の責務と言える食料自給率、食料自給力の維持向上にどのように寄与するのでしょうか。安倍総理大臣の

答弁を求めます。

公明党は、中山間地域等直接支払い制度の恒久化などにより、農業の多面的機能の維持強化や、地域の発展につながる仕組みの構築を目指してまいりました。また、農業者が猫の目農政に振り回されず、安心して営農を続けることができるよう

に、農業の経営安定に資する制度は法制化すべきだと主張してきたところであります。

平成二十六年度より導入する多面的機能支払いは、農業の多面的機能の維持向上に向けた活動を支援するとともに、結果として、農業の経営安定に資するものだと考えます。

平成二十六年度より導入する多面的機能支払いが、農業、農村においてどのような役割を果たすのか、総理の答弁を求めます。

昨年末、政府は、米政策を見直す中で、米の直接支払いを、三十年産米から廃止することとし、それまでの間は、減額して実施することといたしました。

今後、新制度への移行を進め、農政改革を行う上で、総合的な取り組みにより、農業者の所得を向上させていくことが求められています。農家所得向上に向けた取り組みについて、総理の答弁を求めます。

次に、政府が目指す、農業の担い手像や農地利用についてお伺いします。

基幹的農業従事者の平均年齢が六十六歳と高齢化をし、農山漁村人口が減少する中、多様な担い手の確保育成はますます重要となっていますが、政府は、どのような農業者を担い手として描いています。

政府は、どのような位置づけがなされ、農業の担い手像がなされるべきか。また、その具体的な類型は、

本法案の対象となるような、認定農業者、集落営農、認定就農者と一致するのでしょうか。政府の

目標す担い手像について、総理の答弁を求めます。

他方、昨年、総務省からは、農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視について勧告がなされ、改善が求められていますが、これに対し、農水省はどのような回答をしたのか。また、総務省の勧告を踏まえ、今後、農地の保全や有効利用等についてどのように取り組んでいくのか。林農水大臣の御見解をお聞かせください。

多面的機能支払いについてお伺いをいたします。

本法案で恒久的な制度とする多面的機能支払いは、現行の農地・水保全管理支払いをベースにしていますが、活動主体や取り組むべき内容により、二つのメニューに分かれています。

このうち、資源向上支払いについて、現場では、取り組むべき内容が難しいのではないかと心配する声が聞かれています。特に、これまで農地・水保全管理支払いに取り組んでいなかつた方を始め、新たに取り組みを開始する農業者に対しても、取り組む際のノウハウを提供するなど支援が必要とも考えますが、農水大臣の答弁を求めます。

農業者戸別所得補償制度について、会計検査院が二十三、二十四年度の交付金を検査したところ、過大に交付されている事例が三十五件見つかりました。不当事項として指摘をしました。

農政改革を進めるに当たり、より適正に施策が執行されるよう改善を図るべきことは、論をまちません。政府は、この指摘をどのように受けとめ、農政改革に生かしていくのでしょうか。総理の御見解をお伺いいたします。

政府は、米政策の見直しの中で、食料自給率、食料自給力の向上を図るために、水田活用の直接支払い交付金により、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るこ

ととしています。

特に、主食用米から米粉用米、飼料用米への転換を促進する方向ですが、その裏づけとしては、十分な需要の確保が不可欠であります。米粉用米、飼料用米の今後の需要の見通しと、円滑な流通、活用に向けた施策の充実について、農水大臣の答弁を求めます。

統一して、収入保険の創設について伺います。

収入減少による農業経営への影響緩和について、政府は、米価変動補填交付金を二十六年産米から廃止し、収入減少影響緩和交付金の対象を拡大するとともに、中期的には、全ての作物を対象とした収入保険の導入へ道筋をつけるとしています。

統一して、収入保険の創設について伺います。

米の生産調整の見直しを万全の体制で進めるためにも、新制度への完全移行までに、公明党もかねてより主張をしてきた収入保険制度を創設すべきだと考えます。収入保険創設の目標時期について、農水大臣の答弁を求めます。

最後に、施策の適正な執行についてお伺いをいたします。

農業者戸別所得補償制度について、会計検査院が二十三、二十四年度の交付金を検査したところ、過大に交付されている事例が三十五件見つかりました。不当事項として指摘をしました。

農政改革を進めるに当たり、より適正に施策が執行されるよう改善を図るべきことは、論をまちません。政府は、この指摘をどのように受けとめ、農政改革に生かしていくのでしょうか。総理の御見解をお伺いいたします。

政府は、米政策の見直しの中で、食料自給率、食料自給力の向上を図るために、水田活用の直接支払い交付金により、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るこ

ととしています。



ウハウの提供や地域ごとの特性に応じた助言を行うといったきめ細かな支援を行うことによりまして、本制度が広く活用されることとなるよう普及推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、米粉用米 飼料用米についてのお尋ねがありました。

飼料用米については、輸入トウモロコシと遜色ない価格で供給できれば四百五十万程度の潜在的な需要は見込めるものと考えております。平成二十六年度から数量払いを導入し、生産性向上のインセンティブを高めるとともに、耕種側の乾燥調製貯蔵施設や畜産側の加工・保管施設の整備などへの支援を行なうこととしています。

米粉用米についても、現状の需要量は二万トン程度ですが、製粉コストの低減といった課題が解決すればまだまだ需要は拡大すると考えており、数量払いの導入とともに、製粉コスト削減に資する技術の開発、実証や、米粉製造設備等の整備、官民一体となつた米粉の普及運動等に取り組むこととしております。

これらを通じ、飼料用米、米粉用米の円滑な流通体制の構築と利用の拡大を図つてまいります。最後に、収入保険についてのお尋ねがあります。

現在の農業共済制度は、収穫量の減少のみが対象となつていて、対象品目が限定されいるなど農業経営全体をカバーしていないといった問題があるわけでございます。

このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、調査検討を進めていく必要があると考えております。

来年度予算に調査費を計上しており、この調査結果を踏まえて制度設計を行い、平成二十七年産について、作付前の加入から納税申告までの一サ

イクルのファーミングビリティースタディーを実施しました上で、制度を固めていきたいと考えております。

今後の調査等の結果によるので、現段階で確定することを申し上げる段階ではございませんが、調査検討が順調に進めば、平成二十九年の通常国会に関連法案を提出することになるものと考えております。以上でございます。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 次に、林宙紀君。

〔林宙紀君登壇〕

○林宙紀君 結いの党の林宙紀です。

ただいま議題となりました各法律案につきまして、結いの党を代表して質問いたします。(拍手)

初めに、政府提出の法案について伺います。

昨年の秋、報道において、農政の大改革という文字が躍りました。その中心たる内容は、本法案にも強く関連する生産調整、いわゆる減反の廃止です。四十年も続いてきた農政の基本方針を一氣に転換し、いよいよ本気で改革を進めるのかと、非常に期待しました。

しかしながら、政府から示されたプランには、減反あるいは生産調整の廃止という言葉は見当たらないどころか、転作のための補助金を残し、主食の米の生産を実質的に調整する内容で、いわば、形を変えた減反政策と言えるものになつています。

総理が頻繁におっしゃついた減反廃止という言葉から国民がイメージしたものとは随分と異なる姿になっていると思いますが、総理は、これどのようにお考えでしょうか。

減反あるいは生産調整の目的について、農林水産省は、米の需給を調整するのが目的で、米価は

その結果であると、常に説明をします。しかし、

農林水産省が農家向けに作成しているパンフレットにおいては、「米価安定・経営安定のためには

生産調整の確実な実行が不可欠です」と書いてあります。

結いの党は、減反あるいは生産調整の廃止、これは、行政が介入せず、市場原理に基づいて米価が形成されることを意味すると考えますが、その結果として、米価の下落は十分に想定されます。

これまで米価が高く維持されたことは、消費者の負担によつてそれを支えていたことにほかなりません。また、税金による転作補助金を、生産調整を達成する手段としていることは、消費者の負担を減らす手段としていることは、消費者の負担に納税者負担も加えた、二重の負担を国民に課していることになります。

消費者負担を減らし、また、国際競争力の強化につながる意味でも、米価の低下は消費者にとってはむしろ歓迎されるべきもののはずですが、これについて総理の見解を伺います。

ところで、今回の法案にある、生産条件不利補正交付金、いわゆるゲタ対策は、生産に要したコストと販売額との差に相当する額を交付するものですが、その金額の算定に際し、生産に要したコストとして使う全額算入生産費には、実際に経費としての支払いは一円も発生していないもの、例えば、自作地代といつて、もし自分の土地を他人に貸したら入つてくるはずのお金という、架空の金額も含まれています。これは経済学で言う機会費用に相当するものですが、実際には支払つていいものの費用として考えるのは、交付金の額

透明性の高い交付金にするためにも、算定に使用する生産費の考え方を見直す必要があると思いますが、農林水産大臣の見解を伺います。

農業、農村の有する多面的機能の維持発揮に国が支援をする意義は十分にあります。しかし、政

策的に高く維持されてきた国内農産物の価格は、まさにこの多面的機能の維持が目的であるという理由で、これまでも正当化されてきました。つまり、既に多面的機能の維持には支援がなされてきたということになります。

日本型直接支払いは、同じ目的に対し二重に支援することになり、この重複を解消するには、農産物の価格を下げるか、この支払い 자체をやめることができます。農林水産大臣に見解を伺います。

結いの党は、市場原理に基づく米の価格下落は容認し、その下落分に対し一定の補償をするEU型の直接支払いを参考に、農業の構造改革を進める考えです。これまで農産物を買うときに消費者が負担していた分を、税金による負担に置きかえるということになるため、そのことは、十分に国民の皆さんに説明をする必要があります。

一方で、これまで、高い消費者負担と納税者負担を強いて農業を保護してきた理由を、歴代の政府は、十分に国民に説明をしてきたでしょうか。

イスでは、農業直接支払い政策を導入するに当たり、憲法を改正して対応し、その際、国民投票を行いました。結果として、およそ八割の国民が賛成をしたそうです。

我が国において憲法改正まで行う必要があるかどうかは別として、決して少なくない予算を充て支援をする以上、国民に対し十分に説明するということは不可欠です。

総理、今後の農政について、国民にどのように理解を求めていくお考えか、御答弁をお願いします。

続いて、民主党、生活の党、社民党提出の法案について伺います。

戸別所得補償制度は、EU型直接支払いの思想を一定程度取り入れたものであり、究極的に目標指向性は同じとも思える一方で、本法案については、幾つかの疑問点がございます。

第一に、生産調整は撤廃すべきという我が党の考え方からすると、主食米所得補償交付金における生産調整に従うことという交付条件は削除した上で、交付の対象を、耕作の規模など一定の要件で限定すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

第二に、戸別所得補償制度により集落営農化が進んだとの御説明がありました。昨年の集落営農数は、前年に比べて、およそ百減少しています。この点について御説明をお願いします。

第三に、全体として、目指す大きな方向性が私たちと同じであるならば、御提案の仕組みは、私たちが主張する形の直接支払い制度に移行する前段階と理解してよろしいのでしょうか。お考えをお聞かせください。

結いの党は、食料生産の場としての農地、そして多面的機能を發揮する場としての農地を維持発展させることは、食料安保や国土保全の観点から国益に大きく資するという意味で大変重要であり、その意味においての支援こそ、農政が担うべき役割であると考えています。農業が持つ本来の力を十分に引き出し、国益に資する真の攻めの農業の実現に向け、既得権益とは真っ向から闘うことを改めてお誓い申し上げ、私の質問いたします。(拍手)

## 官報(号外)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 林宙紀議員にお答えいたします。

米の生産調整の見直しについてお尋ねがあります。

政府としては、農地のフル活用を図り、食料自給率、食料自給力の維持向上を図り、消費者への食料の安定供給を確保していくことが重要であると考えております。

農業支援の意義についてお尋ねがあります。これまで、歴代の内閣においては、その時々の農政の課題に対応するため、法律や予算を通じてその意義を明らかにし、国民の皆様の理解を得ながら、必要な施策を講じてきたものと考えております。

しかしながら、我が国農業は、食生活の大きな変化や農産物価格の低迷等による農業所得の減少、農産物価格の低下等による農業所得の減少、担い手の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増大など、現在の状況は厳しいものとなつております。

今回の改革は、こうした状況を一つ一つ克服し、我が国の農業について活性化を図つていくことで、将来にわたつて食料を安定的に供給するとともに、美しいふるさとを守る機能を果たしていくようにするものであり、そうした意義について、国民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。

生産費については、これまでの価格政策、所得政策の経緯もあって、再生産を確保するのに必要な補填単価を算定する観点から、自作地地代などを含めた全算入生産費を用いてきたところであります。

単価の算定方法については幾つかの考え方があると思いますが、自作地地代は、自分の土地を他の用途に使つた場合の機会費用であります。これらを考慮することも合理的な方法の一つであると考えております。

次に、日本型直接支払いによる支援が、二重の支援に当たるのではないかとのお尋ねがありませんでした。

今般の農政改革においては、産業政策と地域政策を車の両輪として推進することとしており、地域政策としては、農業の有する多面的機能の重要性等に鑑み、その発揮の促進に必要な地域の共同活動等を支援する日本型直接支払いを政策の柱に据えることとしております。

この日本型直接支払いは、産業政策として実施

れる飼料用米などの生産振興により、食料自給率、食料自給力の維持向上を図り、消費者への食料の安定供給を確保していくことが重要であると考

れた。このように中で、平成二十年産米の需要に応じた生産を呼びかけるため、平成二十年に当該パンフレットを作成したものです。

米の生産調整については、従来から、消費が減ることを目的として実施しております。あわせて、大半を輸入に頼っている麦、大豆や、需要の見込まれる飼料用米の生産を拡大し、食料自給率、自給力の向上を図るものであります。

また、こうした政策の内容を一般の人にお話しする際には、理解しやすいよう、いわゆる減反の廃止と述べてきたものであります。

米価についてお尋ねがありました。政府としては、今回の農政改革において、農地集積による生産性の向上などを通じ、生産コストの低減にしっかりと取り組み、先ほど申し上げたように、民間取引の中で決定されており、生産コストの低減も反映され、長期的に低下してきておりました。

生産費については、これまでの価格政策、所得政策の経緯もあって、再生産を確保するのに必要な補填単価を算定する観点から、自作地地代などを含めた全算入生産費を用いてきたところであります。

単価の算定方法については幾つかの考え方があ

ります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇〕

○国務大臣(林芳正君) 林議員の御質問にお答えいたします。

米の生産調整に関するパンフレットについてのお尋ねがありました。

かつて、平成十九年産米は、需給の緩和等により価格が下落し、担い手を含む稲作農家の経営に支障が生じかねない状況になつたことに對応する

お聞かせください。

政府としては、今回の農政改革において、農地集積による生産性の向上などを通じ、生産コストの低減にしっかりと取り組み、先ほど申し上げたように、民間取引の中で決定されており、生産コストの低減も反映され、長期的に低下してきておりました。

次に、日本型直接支払いによる支援が、二重の支援に当たるのではないかとのお尋ねがありませんでした。

今般の農政改革においては、産業政策と地域政策を車の両輪として推進することとしており、地域政策としては、農業の有する多面的機能の重要性等に鑑み、その発揮の促進に必要な地域の共同活動等を支援する日本型直接支払いを政策の柱に据えることとしております。

この日本型直接支払いは、産業政策として実施

する施策では支援の対象としていない、地域の共同活動に要する費用、中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストに着目して支援を行うこととしております。したがつて、二重の支援には該当しないものと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔玉木雄一郎君登壇〕

○玉木雄一郎君 林宙紀議員に質問いただきました。ありがとうございます。

せつかくなので、少し丁寧にお答えさせていただきたいと思います。

戸別所得補償制度の交付要件に関して、生産調整に従うことという要件を外した方がいいのではないのか、あるいは一定の規模以上に限定して交付を行つた方がいいのではないか。よく聞かれる質問であります。

私は、構造改革を進めていくことについては、林議員と同じ気持ちであります。

太陽政策と北風政策というものに大きく分けるとしたら、例えば、生産調整をやめて米価の下落を容認する、あるいは、前の品目横断のように、一定の面積以上に交付を限定する。これは一つの考え方でしよう。

我々、農政をやつてみて一番考えたのは、例えれば米は、一年間に一回しかつくれない、ここに時間の概念が入つてくるので、現場を押さえて丁寧に物事を進めていかなければいけないというのが結論であります。

その中で、我々の考える構造改革の考え方は、先ほども申し上げましたけれども、全国一律の交付単価を設置することによって、具体的に言うと、二ヘクタール以上の農家では収益が出ますけれども、反当たり一万五千円を交付したのでは、

二ヘクタール未満の農家については、この交付金をもらつてもなお赤字になります。そうすると、収益の出る領域に移行していくためには、面積を集積するなり、あるいは、さまざまな構造改革を講じることによってしか営農を継続することはできなくなってしまいます。ですから、反当たり一万五千円の全国一律単価を設置することによって、いわば静かな構造改革を促していく。

もちろん、所得補償だけではありません。農地の集積協力金を出したり、あるいは規模加算を用意したりすることにあわせ持つて、農地の集積を促したり、構造改革を進めていくことを我々を目指しているわけであります。

その意味で、規模の話に戻りますけれども、こういった政策をすることによって、実際に、五ヘクタール以上の農家では九八%あるいは九九%の加入率があるのに対して、五反未満の農家に関しては五〇%台の低い加入率にとどまっています。それは、強制的な規模要件を課さなくとも、制度の設計によって、事実上、規模の大きな効率的な農家に交付を集中的に促していくことの仕組みを制度そのものにビルトインしているわけであります。ですから、我々としては、規模要件は課していないません。

また、交付を、生産調整に加入することを要件に求めておりませんけれども、こういったことを制度として行うことによって次第に生産コストが下がつていきます。下がつていくことによって、販売価格と生産コストの埋めるべきギャップを少なくし、財政的な支援の負担もだんだん減らすことによって、生産調整に参加するメリットを減らしていき、究極的には、生産調整に参加しなくても生産が行える農家を大宗にしていくことということが考へているわけであります。

ですから、究極的には、林議員の考へているよ

うな方向と同じになるものだというふうに考へております。

もちろん、今後とも、さまざまな制度改善については行つていただきたいと考えております。

二つ目の質問でありますけれども、集落営農の数が百ほど減少しているということでありました。た。

二十二年産米から戸別所得補償制度を導入しましたけれども、二十二年産米に導入した次の年の二十三年度は、その間ずっとなかなかふえなかつた集落営農組織の数は、全国で千以上ふえました。率にして何と八%もふえています。

そして、所得補償を導入してから、この増加傾向については、ある程度ふえてきたんですが、直近の平成二十五年、つまり、平成二十四年の末に政権交代が起つて、平成二十五年には、おしゃるとおり、百減少しているわけであります。これは、つまり、政権がかわり、政策が変わることに対して農家が不安を感じて、そういうことにも一因となつて、集落営農組織の数は減つたものだと考へております。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） 次に、畠浩治君。

〔畠浩治君登壇〕

○畠浩治君 生活の党の畠浩治でございます。生活の党を代表して、本法律案に対しても質問いたします。（拍手）

地域を歩いていると、短期間での激しい政策転換に、農家から戸惑いの声が上がっています。現在行われている経営所得安定対策すなわち戸別所得補償については、激しい方向転換をやめて、安定的に行つてほしいという声が圧倒的です。

私たちには、この制度を安定的に実施していくべく、民主党、社民党とともに、農業者戸別所得補

私は、野党案の提出者の一人であります。本日は、野党案と比較しつつ政府案の問題点をただす観点から質問をさせていただきます。

農業者戸別所得補償制度は、全販売農家を対象にし、農家の、生産者としての農業所得のミニマムな保障を可能な限り追求しつつ、食料自給率の向上をも目指すという基本線に貫かれていました。

一方、日本型直接支払い制度は、集落を対象とし、農地を農地として維持し、その多面的機能発揮を名目とする支払いであります。本来の生産や経営に対する支払いではないという意味で、生産者として立ち行くような支援とは意味合いが違います。

農家の経営が立ち行けば、おのずと、農地は農地として維持されるものであります。経営が立ち行かなければ、農地を農地として維持する支援を行つても、農地の維持は難しいものであります。政府案は、農業支援の理念が全く間違つていると言わざるを得ません。總理は農業支援とはどうあるべきと考えているのか、その認識を伺います。

戸別所得補償制度をばらまきとする批判は、中身を全く理解しない、浅薄なものです。

戸別所得補償制度は、ソフトな手法で農地集約化や生産調整を図る、合理的な制度であります。全国一律の単価とすることで、コスト削減と高値販売への経営努力が報われるシステムとなつてします。実は、規模の大きな経営体に有利な設計となつていています。現に、規模拡大、集約化の効果があらわれていて、先ほども話がありましたが、静かな構造改革とも言える結果が出ています。

この点についてどのような認識があるか、總理に伺います。

政府案では、米の直接支払い交付金を、来年度は、十アール当たり一万五千円から、半額の七千

五百円にして、四年後には廃止する、そういう方向であります。

米の直接支払い交付金については、収入変動影響緩和対策、いわゆるナラシでは、米価が趨勢的に下落する中で、過去の平均により計算される基準収入が継続的に低下してしまい、所得の減少に歯どめがかからず、将来の經營見通しが立たないため、岩盤が必要ということでできた経緯があります。

この廃止は、兼業収入の少ない大規模經營ほど深刻な問題となり、さらに、規模拡大が期待される中心的な稻作の担い手が将来の投資計画をちゅうちょするような状況を生み出すのではないか。問題点をどのように認識しているのか、お答えください。

岩手県においては、農政改革により交付金が減少するため、農業所得が十六億円減少するとの試算をまとめています。

一方、国の試算は、農家所得がふえるとしていますが、その前提是、主食用米の作付面積が順調に飼料用米に転換する、不作付地の大部分に飼料用米が新たに作付される、飼料用米が最大限生産された場合に交付される最高金額である十アール当たり十万五千円の場合を前提としているなど、かなり楽観的な試算となっています。

政府案により、農家の交付金の交付額についてどのように変わるとか、お答えください。

飼料用米に想定どおりうまく転換されるかどうかは、需要先とのマッチングが必要不可欠となります。また、飼料用米を飼料に加工するための特別な機械施設が必要です。平たん部では、畜産農家が少ない上に、そのような機械、施設も十分ではないという、ミスマッチの問題もあります。飼料用米への転換の見通しが甘いと言わざるを得ません。

飼料用米転換の見通しの根拠及びマッチング支援について、お答えください。

戸別所得補償制度は、生産数量目標に従つて販売目的で生産する主体に交付金を交付する制度です。生産調整のインセンティブを与えるものであります。ですが、生産数量目標に従わないことに対する個々の農家のペナルティーはありません。実質的には選択制と言つてよい、合理的な制度であります。

政府の農政改革については、減反廃止や農家淘汰政策であるという見解がある一方で、減反強化策ではないかという、相反する見方があります。これは、政府の施策が二枚舌で、どちらともとれども曖昧なものだからであります。国的情報提供のみで自主的に生産者において生産調整が行われるというイメージが、私には、よくわかりません。逆に、生産者の自主性と言ひながら、国と生産者団体が事前に協議しつつ生産数量目標を実質的に割り当て、建前は生産者の自主的な判断だといふのであれば、実質的には減反の強化という見方もできるのです。

どのような手法で、自主的で、かつ、有効な生産調整を行うことが可能と考えているのか、單なるきめ細かな情報提供というレベルを超えて、お答えください。

これまでの食料・農業・農村基本計画では、食料自給率を目指としていました。

今回の見直し作業では、曖昧な概念である食料

う生産面に着目したものではなく、むしろ、潜在的な生产能力の維持を主眼とするもので、自給力の方が親和性が高いという見方があります。

そこで伺います。自給率五〇%を目指す政策に変更はあるのかどうか、明確にお答えください。

農政に与野党はありません。必要なのは、猫の目農政と言われないように、そして、農家の皆様に混乱と不安を与えないように、よい制度で持続的な制度を、メンツにとらわれずに構築することになります。

政府・与党がみずから案のみにいたずらに固執することなく、野党案もあわせて客観的に充実した審議がなされ、あるべきよい成案となることを切に念願して、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 畑浩治議員にお答えをいたします。

我が国は活力ある成長産業となつていくためには、意欲ある担い手が力強く經營を開拓するようにしていくことが重要と考えております。農業支援のあり方についてお尋ねがありませんでした。

政府としては、農地集積バンクにより、農地を集約化して生産性を向上させるとともに、六次産業化の推進などにより、付加価値の向上を図るためにの施策などを講じてきているところであります。

また、農業の有する多面的機能の發揮を図ることも重要です。農地や水路の維持といった集落の共同活動を支援する日本型直接支払いを創設したこところであります。これにより、農地の集積に伴い、負担の増加が見込まれる担い手の經營を支援することにもつながると考えております。

これまでの食料・農業・農村基本計画では、食料自給率を目指としていました。

米の直接支払い交付金の廃止による大規模經營への影響についてのお尋ねがありました。

米の直接支払い交付金については、米は、麦、大豆等とは違い、十分な国境措置があるため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないけれど、全ての販売農家に交付することは農地の流動化のベースをおくらせる面があること等の政策的な問題があつたため、廃止することとしたところであります。

しかしながら、この交付金を前提に機械、施設

の投資を行つてこられた農業者も少くないた  
め、経過措置として、平成二十六年産から単価を  
削減した上で、平成二十九年産までの時限措置と  
して実施することとしたところであります。

一方で、米の直接支払い交付金の見直しに伴う

振りかえ、拡充により、農地を農地として維持し  
ていくための多面的機能支払いの創設、非主食用  
米等への支援の充実など水田の有効活用対策の拡  
充、農地の担い手への集積を推進するための支援  
策等の拡充を行うこととしたところであります。

今回の農政改革による、農家への交付金の交付  
額の変化についてのお尋ねがありました。

今回の農政改革においては、米の直接支払い交  
付金は減額いたしましたが、飼料用米等への助成の  
充実や産地交付金の拡充とあわせて行うこととし  
ております。

御指摘のありました試算は、農家の皆さんが飼  
料用米に積極的に取り組んだり、不作付地を解消  
するなどの努力をするという、一定の前提を置いて  
行つたものであり、みずから経営判断で需要  
ある作物を選択し、農地をフル活用する場合に  
は、従来よりも手厚い助成が受けられるというこ  
とを示したものであります。

なお、個々の農家への交付金額については、  
個々の農家の営農類型は多岐にわたっているこ  
と、個々の農家がどのような作物を選択し、どの  
よくな取り組みを行なうかについても、農家や地域  
ごとに大きく異なることから、一概に幾ら交付さ  
れるとは言えないと考えております。

飼料用米については、輸入トウモロコシと遜色  
ない価格で供給できれば四百五十万トン程度の  
潜在的な需要は見込めるものと考えております。  
現在でも、国内生産分と備蓄米、ミニマムアクセ  
ス米からの供給分を合わせて、既に五十万トン以  
下

上が供給をされております。

飼料用米については、地域での直接供給を要望す  
る畜産農家から新たに七万二千トンの利用希望

が寄せられておりまして、耕種農家とのマッチン  
グ活動を行つておほか、配合飼料工場を通じた

供給については、全国生産者団体が地域の飼料用  
米を集荷し、配合飼料原料として飼料工場へ広域

的に供給する仕組みが確立されていることから、  
各地域で生産された飼料用米を安定的に流通、販

売していくことが可能であります。

農林水産省としては、耕種側の乾燥調製貯蔵施

設や畜産側の加工・保管施設の整備への支援を行  
うなどにより、飼料用米の増産に対応した産地の

流通体制の整備をより一層推進してまいります。

米の生産調整についてのお尋ねがありました。

今回の米政策の見直しでは、需要に応じた米生

産を図るため、水田活用の直接支払い交付金を充  
実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセン  
ティブを高め、産地交付金も充実し、県、市町村

段階で水田フル活用ビジョンを策定いただき、地  
域の特性を生かした産地づくりを進めるとともに、  
在庫情報等の提供等の環境整備を行つていくこと

としております。

具体的には、行政による生産数量目標の配分に

頼らずとも、全国の需給見通しや県内の米の売れ  
行き、各地域で定める水田フル活用ビジョン等を

踏まえて、主食用米の振り向け比率や麦、大豆等  
の作付面積について、生産者と集荷業者が相談し  
て決定したり、みずから販売している生産者が主  
体的な経営判断に基づいて決定することにより、  
需要に応じた米の生産が進められるものと考えて  
おります。

食料自給率目標についてのお尋ねがありまし  
た。

食料自給力については、農地、担い手、農業技

術などから成る、国内農業生産による食料の潜在  
的な供給能力を示すものと整理されており、TP  
P交渉とは無関係にこれまでも議論されておりま  
す。

また、食料自給率については、現行の食料・農  
業・農村基本計画において、カロリーベースで五  
〇%、生産額ベースで七〇%を平成三十二年度の  
目標として掲げて、その向上に取り組んでいると  
ころであります。

他方、この食料自給率目標を、これまで五年に  
一度の基本計画の見直しの際に見直してきてお  
り、去る一月に基本計画の見直しを諮問した食  
料・農業・農村政策審議会において、まずは現行

の食料自給率目標を検証した上で、食料自給率目  
標及び食料自給力の取り扱いも検討してまいりま  
す。

以上でござります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) これにて質疑は終了いた  
しました。

(報告書受領)

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公  
布を奏上した旨の通知書を受領した。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する  
法律

私立学校法の一部を改正する法律

(報告書受領)

○副議長(赤松広隆君) これにて質疑は終了いた  
しました。

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

告書を受領した。

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第  
二十三条第三項の規定に基づく平成二十五年官  
民人事交流に関する年次報告

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

清水 誠一君  
宮下 一郎君  
瀬戸 隆一君  
福井 照君  
森山 裕君  
佐藤 正夫君  
吉川 起君  
瀬戸 隆一君  
浅尾慶一郎君

辞任

補欠

安倍 晋三君  
新藤 義孝君  
下村 博文君  
憲久君  
田村 肇君  
芳正君  
佐藤 正夫君  
吉川 起君  
瀬戸 隆一君  
浅尾慶一郎君

国土交通大臣 太田 昭宏君	国務大臣 山本 一太君	内閣官房副長官 加藤 勝信君
農林水産副大臣 江藤 拓君		
出席内閣官房副長官及び副大臣		



官報(号外)

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠

秋元 司君

新開 裕司君

黄川田仁志君

白須賀貴樹君

秋元 司君

新開 裕司君

黄川田仁志君

白須賀貴樹君

(議案提出)

(議案送付)

(議案提出)

厚生労働委員会 付託

市中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

平成二十六年度 国土強靭化関係予算案に関する質問主意書

駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

大綱は、「いかなる災害等が発生しようとも、・人命の保護が最大限図られること、・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」・迅速な復旧・復興、を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持つた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靭化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する」と基本理念としている。その上で、平成二十六年度の国土強靭化関係予算案(以下、「国土強靭化関係予算案」という)として、十三府県庁で総額三兆三千二百八十三億円を計上している(平成二十六年度国土強靭化関係予算案の概要(平成二十六年一月 内閣官房国土強靭化推進室))。

「国土強靭化関係予算案」の内容を見ると、国土強靭化の施策とのような関係があるのか、不明な項目が少なからずある。そもそも、どのような検討プロセスを経て、国土強靭化関係の予算項目が選択され、まとめられたのか。脆弱性の評価は行われたのか。また、府省庁ごとに「国土強靭化関係予算案」の合計額は示されているが、個々の事業の予算額は明らかにされていない。

よって、次の事項について質問する。

一、「国土強靭化関係予算案」はどのようなプロセスを経て集められたのか、十三府省庁に対して

何らかの指示がされたのか、審査等が行われたのか。その有無、及び内容・基準を示されたい。

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員穀田恵一君提出平成二十六年度国土強靭化関係予算案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員穀田恵一君提出平成二十六年度国土強靭化関係予算案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政椰証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政椰証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政椰証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政椰証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政椰証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政椰証書

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

二 國土強靱化の進め方の手順と「國土強靱化関係算案との関係について」  
内閣官房國土強靱化推進室は、次のような國土強靱化に向けた「リスクマネジメントのサイクル」を示している。(二〇一四年二月「國土強靱化とは」)。

- ① 強靱化がを目指すべき目標を明確にしたうえで、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価したうえで、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

そこで、「國土強靱化関係予算案」に示した各事業について、前記①～⑤の各段階の作業をどの機関がどのような手法で実施したのか、具体的に示されたい。また、「リスクの特定・分析」「脆弱性の特定・分析・評価」「対応方策の検討」を実施した結果を示したうえで、その妥当性について、政府の見解を問う。

### 三 十三府省庁の「國土強靱化関係予算案」の事業の内訳とその選定理由

十三府省庁ごとに「國土強靱化関係予算案」の合計額は次の通り示されているが、個々の事業の予算額は明らかにされていない。そこで、府省庁ごとに、「主な実施内容」に記された各事業の予算額と、その選定理由を示したうえで、その妥当性について、政府の見解を問う。

(一) 國土交通省(予算額二兆四千四百二十五億五千二百万円)

及び評価を行い、國土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において、起こってはならない事態を回避するために必要な関係府省庁の施策のパッケージをプログラムとした上で、今後の対応方針並びに十五の重点化すべきプログラム及び三の分野横断的課題(以下「重点化プログラム等」という。)を決定し、これらに沿つて、関係府省庁において概算要求を行つたところであり、平成二十六年度予算における重点化プログラム等の推進のために必要な施策とその予算額を内閣官房において取りまとめたものである。

御指摘の「リスクの特定・分析」、「脆弱性の特定・分析・評価」及び「対応方策の検討」については、國土強靱化担当大臣の下に開催されているナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会等の議論も踏まえて実施しており、これらの結果は妥当なものと考えている。また、当該結果については、内閣官房ホームページにおいて公表している。

### 三について

お尋ねの「主な実施内容」に記された①施策名及び②予算額を府省庁ごとに示すと、次のとおりである。なお、「主な実施内容」に記された施策のうち、予算額が特定できないものについては除いており、また、「主な実施内容」に記された施策に係る予算額を示していることから、その合計額が、府省庁ごとの平成二十六年度の國土強靱化関係予算案の額と一致しない場合がある。

#### (一) 國土交通省

①治水対策 河川管理施設の耐震・液状化対策の実施、海岸保全施設の整備等 ②五千百億円

#### (二) 農林水産省

①農業水利施設等の耐震化・老朽化対策、農山漁村における排水対策やハザードマップの作成等の防災・減災対策、海岸保全施設の整備、農道・林道等の老朽化対策等の推進 ②二千五百二十三億三千八百万円

#### 一及び二について

お尋ねの「國土強靱化関係予算案」について、内閣官房において、関係府省庁と連携しつつ、リスクシナリオの設定並びに脆弱性の分析

①代替性確保ネットワーク整備等の道路の防災・震災対策、道路の老朽化対策等 ②六千六百四十六億四千二百万円

①港湾の耐震化・耐波性能の確保・老朽化対策、コンビナート港湾の強靱化・推進、空港・鉄道施設の耐震化・老朽化対策等 ②九百八十六億五千九百万円

①住宅・建築物の耐震化・避難路沿道の建築物の改修・建替え等の推進等 ②三百四十二億二千六百万円

①公園緑地の防災・減災機能の向上等 ②四十七億四千二百万円

①地域における総合的な事前防災・減災対策や老朽化対策等に対する集中的支援(防災・安全交付金) ②一兆八百四十億五千七百万円

①老朽化マンションの建替え等の促進(マンション管理適正化・再生推進事業関係) ②一億五千四百万円

①地震・津波防災対策のための津波防災情報システムの開発・構築 ②一億五千三百萬円

①気象・地震・津波・火山に対する防災気象情報の高度化と適時・的確な発表 ②八十九億五千二百万円

①津波予報等に貢献するGNSS情報提供システムの開発・構築 ②七億二千二百万円

①災害対応能力を備えた巡回船の整備 ②二十六億三千三百万円

①農業水利施設等の耐震化・老朽化対策、農山漁村における排水対策やハザードマップの作成等の防災・減災対策、海岸保全施設の整備、農道・林道等の老朽化対策等の推進 ②二千五百二十三億三千八百万円

(一) 山地防災力の強化のための総合的な治山対策、海岸防災林の整備 ②五百五十六億六千二百万円	(二) 漁港施設の耐震化・耐波性能の確保・老朽化対策 ②四百六十四億五百万円
(三) 農地・森林の国土保全機能の維持・発揮のための共同活動等に対する支援 ②九百四億九千四百万円	(四) サプライチェーンの機能維持に向けた事業者間の連携・協力体制の構築 ②二千五百万円
(五) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入推進 ②二十六億六千万円	(六) 厚生労働省
(六) 防衛省	(七) 環境省
(七) 情報収集・伝達態勢の維持・整備、救出・救助態勢の整備、人員、物資の輸送態勢の維持、特殊災害への対応態勢の充実、災害派遣時の対処能力を高める措置 ②千三百二十七億五千六百万円	(八) 経済産業省
(八) 文部科学省	(九) 製油所における非常用発電等の導入 ②五千一百円
(九) 学校施設の耐震化・防災機能強化 ②千三百一十一億一千八百万円	(十) 海底地震・津波観測網の整備 ②二十億七千三百万円
(十) 地球観測衛星の開発 ②三十億七千五百万円	(十一) 災害発生時の通信手段確保等に資する通信衛星の開発 ②十二億六千八百万円
(十一) 教育における防災教育の充実 ②一千二百万円	(十二) 警察庁
(十二) 警察情報通信基盤の耐災害性の向上 ②一千六億九千五百万円	(十三) 総務省
(十三) プローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境の整備 ②千七百万円	(一) 地理空間情報(G空間情報)の利活用の推進 ②十四億円
(十四) 防災行政無線等のデジタル化 ②三十三億五千二百万円	(二) 消防団等地域の総合防災力の充実強化 ②六億四千万円
(十五) 緊急消防援助隊におけるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発 ②六億六千五百万円	(三) 迅速・確実な災害情報の住民への伝達等ICTやG空間情報を利用した災害対応力の強化 ②十五億二千五百万円
(十六) 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成 ②六千七百万円	(四) 法務省
(十七) 森林や干渴等の自然生態系の有する防災・減災機能の評価・検証 ②千円	(十八) 内閣府
(十八) 森林等の荒廃の拡大防止対策の推進 ②二億六千万円	(十九) 地域全体としての事業継続体制の構築 ②六千二百円
(十九) 製油所における非常用発電等の導入 ②五千一百円	(二十) 中央防災無線網、総合防災情報システムの整備 ②十六億九千八百万円
(二十) 東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究等 ②七千円	(二十一) 土強靭化基本計画の策定、施策推進方策の検討 ②一億六千三百円
(二十二) 内閣官房	(二十三) 外務省
(二十三) 緊急備蓄品購入 ②六百万円	(二十四) 上記の「安倍談話」の発表について現時点での理由は何か。
(二十四) 地域全体としての事業継続体制の構築 ②六千二百円	(二十五) 上記の「安倍談話」の発表について現時点で思決定していないとすれば、戦後五十年、戦後六十年にあたり内閣総理大臣の談話を閣議決定の上、発表しているのに、現時点で発表する方針を決められない理由は何か。
(二十五) 警察施設の耐災害性の強化 ②百四十七億三千二百円	(二十六) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(二十六) 装備資機材・災害警備訓練施設の充実強化・整備 ②一億四千八百万円	(二十七) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(二十七) 警察用航空機・船舶・車両の整備 ②九千三百二百万円	(二十八) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(二十八) 消防団等地域の総合防災力の充実強化 ②五千二百万円	(二十九) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(二十九) 消防団等地域の総合防災力の充実強化 ②二億四千八百万円	(三十) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(三十) 消防団等地域の総合防災力の充実強化 ②六億四千万円	(三十一) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(三十一) 消防団等地域の総合防災力の充実強化 ②六億六千五百万円	(三十二) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書
(三十二) 消防団等地域の総合防災力の充実強化 ②六億六千五百万円	(三十三) 「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書

すれば、このような誤解とも言ふべき論説が相次ぐ理由は何であると考えているか。右質問する。

内閣衆質一八六第七七号

平成二十六年三月二十五日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿沢未途君提出「戦後七十年」の談話等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

安倍内閣としては、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣總理大臣談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる。

これを前提として、来年が戦後七十周年であることも念頭に置いて、かかるべき時期に、二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したいと考えている。

五について

個々の報道がなされた理由について、政府とお答えする立場はない。なお、個別の報道については、その事実関係や影響等を総合的に勘査して、適切に対処している。

平成二十六年三月十七日提出

質問 第七七八号  
年金制度の財政検証と所得代替率に関する質問主意書

提出者 柿沢 未途

衆議院議長 伊吹 文明殿

今年は五年に一度の年金制度の財政検証及びそれに伴う年金制度改革が行われる予定の年である。二〇〇四年における年金制度改革では、①保険料の上限を二〇一七年度以降、国民年金一六・九〇〇円、厚生年金保険料率一八・三%で固定する。②給付水準は所得代替率を少なくとも五〇%を維持する、等の基本原則を定め、平成二十一年における財政検証と年金制度改革においてもこの基本原則は引き継がれている。

これについて以下、質問する。

一年年金制度の財政検証結果はいつ出すのか。

二 平成二十九年度以降の保険料の上限、厚生年金保険料率、所得代替率等の基本原則を変える予定はない。

三 二〇二〇年、二〇三〇年、二〇四〇年、二〇五〇年時点での、各年齢階層(六十五—六十九歳、七十—七十四歳、七十五—七十九歳、八十—八十四歳、八十五歳以上)における年金の平均受給額(男女別)を示されたい。尚、名目額とともに賃金上昇率で割り引いた実質額を示されたい。

四 上記各時点における現役世代の平均収入を示されたい。尚、男女合わせた平均とともに男女別の平均を示されたい。また、名目額とともに賃金上昇率で割り引いた実質額を示されたい。

右質問する。

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証と所得代替率に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証と所得代替率に関する質問に対する答弁書

一について  
御指摘の財政検証については、現在、所要の作業を行つてゐるところであり、当該作業が終わり次第、遅滞なくこれを公表する予定である。

二について  
国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。)により、国民年金及び厚生年金保険については、将来の保険料水準を固定する一方、おむね百年間の収支を均衡させる期間の終了時において給付の支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つよう給付の調整を行う仕組みを導入したところであり、財政検証とは、この仕組みの下で、専門家の意見を聴きながら設定した合理的な前提を基に将来推計を行い、財政の現況及び見通しを示すものである。財政検証の結果について、平成十六年改正法附則第二条において、次の財政検証までの間に同条第一項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同条第二項の規定により調整期間の終了について検討を行い、その終了等の措置を講ずるとともに、同条第三項の規定により給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとしている。

三について  
お尋ねの「現役世代の平均収入」及び「名目額とともに賃金上昇率で割り引いた実質額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十一年財政検証における厚生年金の被保険者の平均手取り賃金の名目額の推計値をお示しすると、以下のとおりである。現役男子の平均手取り賃金の名目額の推計値は、二千二十年が四十五・九万円、二千三十年が五十八・七万円、二千四十年が七十五・二万円、二千五十年が九十六・二万円であり、現役女子の平均手取り賃金の名目額の推計値は、二千二十年が二十八・三万円、二千三十年が三十六・三万円、二千四十年が四十六・四万円、二千五十年が五十九・四万円である。なお、各年度の推計値は、平成二十一年財政検証における平成二十一年度の平均手取り賃金の名目額である現役男子の三十五・八万円、現役女子の二十二・一万円に、平成二十一年度から当該年度までの平成二十一年財政検証の前提として設定した手取り賃金上昇率を乗じた額である。また、男女合わせた平均については、試算していないため、お示しすることは困難である。

右の本院提出案を送付する。  
平成二十六年三月二十日  
衆議院議長 伊吹 文明殿  
参議院議長 山崎 正昭

## 水循環基本法

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第十二条)  
 第二章 水循環基本計画(第十三条)  
 第三章 基本的施策(第十四条—第二十一条)  
 第四章 水循環政策本部(第二十二条—第三十条)  
 第一項

## 附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壤等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われてること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのため惠沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

- 第一章 総則  
 第一条 この法律は、水循環に関する施策について
- (目的)

て、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環

として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

(水の日)

に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環

もつて健全な水循環を維持し、又は回復させ、安定向上に寄与することを目的とする。

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の発展に重要な役割を果たしてきた。

2 この法律において「健全な水循環」とは、水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心して循環することをいう。

3 国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

4 水の日は、八月一日とする。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という)のつどり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつどり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

## (国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## (施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならぬ。

- 3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。
- 4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域

に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

3 水の日は、八月一日とする。

4 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

定があつたときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るために、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (第三章 基本的施策)

#### (貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他措置を適切に講ずるものとする。

#### (流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

## 2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する

施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

### (健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関する教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

### (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### (水循環施策の策定に必要な調査の実施)

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

## 第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

#### (組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもつて組織する。

#### (水循環政策本部長)

第二十五条 本部の長は、水循環政策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

#### (水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣(内閣総理大臣の命を受け水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

## (水循環政策本部員)

第二十七条 本部に、水循環政策本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもつて充てる。

(主任の大臣)

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

#### (主任の大臣)

第三十条 本部に係る事項については、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(号外)

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

水循環基本法案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渴水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となつてきていることに鑑み、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進し、もつて健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念として、水循環の重要性及び健全な水循環の維持又は回復のための取組の推進、水の公共性及び水の適正な利用、健全な水循環への配慮、流域の総合的かつ一体的な管理並びに水循環に関する国際的協調を定めること。

2 国は、基本理念にのっとり、水循環に関する

る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等、水循環に関する施策について、國、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めること。

二 議案の可決理由

3 水の日を設け、これを八月一日とし、国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。

4 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置を講じなければならないこと。

5 政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこと。

6 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を定めなければならないこと。

7 基本的施策として、次の事項を定めるこ

(一) 国及び地方公共団体は、貯留・涵養機能の維持及び向上、水の適正かつ有効な利用の促進等の施策を講じるとともに、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、連携及び協力の推進に努めること。

(二) 国は、健全な水循環に関する教育の推進、民間団体等の自発的な活動の促進、水循環施策の策定に必要な調査の実施、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興、国際的な連携の確保等に必要な措置を講ずること。

8 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部を置くこととし、当該本部の長には、内閣総理大臣を充てること。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定める基本的な計画の策定その他水循環に関する施

策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置しようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年三月二十六日

国土交通委員長 梶山 弘志

衆議院議長 伊吹 文明殿

雨水の利用の推進に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十六年三月二十日

参議院議長 山崎 正昭  
衆議院議長 伊吹 文明殿

第一条

(定義)

第二条 この法律において「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用すること(消防のための使用その他災害時ににおける使用に備えて確保することを含む)をいう。ただし、次に掲げるものにより供給される水の原水として使用することを除く。

一 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設

二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業により整備される農業用

用水路

三 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第百四十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう)のう

第一条	雨水の利用の推進に関する法律
第二条	総則(第一条―第六条)
第三章	基本方針等(第七条、第九条)
第三章	雨水の利用の推進に関する施策(第十一条―第十五条)
附則	第一章 総則

ち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

## (国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

## (地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社會的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

## (事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (法制上の措置等)

第六条 政府は、雨水の利用の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

第七条 國土交通大臣は、雨水の利用の推進に関

## する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

## 一 雨水の利用の意義に関する事項

二 雨水の利用の方法(これに係る雨水の貯留の方法を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

## 三 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

## 四 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

## 五 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 六 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

## 七 雨水の利用の方法(これに係る雨水の貯留の方法を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

## 八 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

## 九 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

## 十一 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十二 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十三 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十四 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十五 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十六 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十七 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十八 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 十九 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十一 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十二 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十三 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十四 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十五 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十六 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十七 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二十八 その他雨水の利用の推進に関する重要な事項

## 二 当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

## 三 その他当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する重要な事項

3 都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (市町村計画)

第九条 市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針)に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画(以下この条において「市町村計画」という。)を定めることができること。

## (都道府県方針)

第十条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項

## 一 当該市町村の区域の自然的社會的条件に応じた雨水の利用の方法(当該方法が地域ごとに異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法)

## 2 市町村計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

## 3 市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (普及啓発)

第十二条 国及び地方公共団体は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関して、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

## (調査研究の推進等及び技術者等の育成)

第十三条 国は、雨水の利用を効果的に推進するため、雨水の利用に係る技術、雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究等の推進及びその成果の普及に努めとともに、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成に努めなければならない。

## (国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十四条 国は、雨水の利用を推進すべき

## 2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

## 3 国土交通大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の目標を公表しなければならない。

## 4 前二項の規定は、第一項の目標の変更について準用する。

## (地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十五条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条第一項の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

## (都道府県方針)

第十六条 都道府県は、都道府県方針においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

## 一 当該都道府県の区域の自然的社會的条件に応じた雨水の利用の方法(当該方法が地域ごとに異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法)

## 2 都道府県方針においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

## 3 都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (雨水の利用の推進に関する施策)

第十七条 都道府県は、都道府県方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項

## 一 当該市町村の区域の自然的社會的条件に応じた雨水の利用の方法(当該方法が地域ごとに異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法)

## 2 市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (普及啓発)

第十八条 都道府県は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関して、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

## (調査研究の推進等及び技術者等の育成)

第十九条 都道府県は、雨水の利用を効果的に推進するため、雨水の利用に係る技術、雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究等の推進及びその成果の普及に努めとともに、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成に努めなければならない。

## (国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第二十条 国は、雨水の利用を推進すべき

建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的社會的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となつた浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 雨水の利用の推進に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となつてゐることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もつて水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用することを

いうこと。ただし、水道、農業用用水路、工業用水道の原水として使用することを除くこと。

他の必要な措置を講じなければならないこと。

目次中 [第二節 普通輸出保険(第二十七条)  
第三節 替代金保険(第二十八条)  
第四節 輸出代金保険(第二十九条)  
第五節 貿易代金保険(第三十条)  
第六節 第三十九条] [第三十一條 第二十二条] [第三十二條 第三十三条] [第三十六條] [第三十九條]

[第三十一條 第三十六条] [第三十二條 第三十七条] [第三十九條] [第三十九條] [第三十九條]

と。

2 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施すること等、雨水の利用の推進に関し、國、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民の責務を定めること。

3 政府は、雨水の利用の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。

4 國土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。また、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができる。さらに、市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針)に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることができる。

5 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めることとし、国土交通大臣は、当該目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないことを定めること。

6 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないこと。

#### 二 議案の可決理由

雨水の利用を推進し、もつて水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、國等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年三月二十六日

国土交通委員長 梶山 弘志

衆議院議長 伊吹 文明殿

貿易保険法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

貿易保険法の一部を改正する法律

賀賀保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一

部を次のように改正する。

十六項とし、同条第十項中「輸入貨物」を「貨物」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第九項を第十四項とし、第五項から第八項までを削り、第四項を第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

9 この法律において「出資外国法人等」とは、本邦法人又は本邦人の出資に係る外国法人又は外国人（本邦法人又は本邦人と役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国法人又は外国人を含む。）であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

10 この法律において「出資外国法人等販売契約」とは、出資外国法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11 この法律において「出資外国法人等仲介貿易契約」とは、出資外国法人等が一の国（出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する外国を除く。）の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の国（出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する外国を除く。）の地域において販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

12 この法律において「出資外国法人等技術提供契約」とは、出資外国法人等が技術の提供又はこれに伴う労務の提供をする契約であつて、命令で定める事項についての定めがあるものをいう。

13 この法律において「貿易代金賃付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人

に対する次に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。

三 技術提供契約に基づく技術又は労務の提供の対価 第二条中第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 この法律において「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦人が一の国（地域）において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外國の地域に販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

4 この法律において「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であつて、貨物を販売し、又は賃貸するものをいう。

5 この法律において「技術提供契約」とは、本邦法人又は本邦人が外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）又は外国人に對して、技術の提供又はこれに伴う労務の提供をする契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

つて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

6 この法律において「技術提供者」とは、技術提供契約の当事者であつて、技術の提供又はこれに伴う労務の提供をするものをいう。

第二項、第四十五条第二項に、「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に、「そ求」を「懇求」に改める。

第二十六条第一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 一の契約が、次号に規定する場合を除き、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合には、

輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合又は仲介貿易契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合には、

当該一の契約は、当該契約に基づく輸出代金等」という。が当該契約に基づく仲介貿易貨物（仲介貿易者）が仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）の代金の額又は賃貸料の合計額（以下「輸出代金等」という。）が当該契約に基づく仲介貿易貨物（仲介貿易者）が仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）の代金の額若しくは賃貸料の合計額（以下「仲介貿易代金等」という。）に等しく若しくはこれを超え、又は当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価の額（以下「技術提供対価等」という。）に等しく若しくはこれを超えるときは、输出契約と、仲介貿易代金等が输出代金等又は技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約と、技術提供対価等が输出代金等を超えるときは仲介貿易代金等が输出代金等又は技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約とみなす。

二 一の契約が輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合には、当該一の契約は、仲介貿易代金等が输出代金等及び技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約とみなす。

第二十五条中「普通輸出保険、輸出代金保険」を「普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険」に改め、「仲介貿易保険」を削る。

第二十五条中「普通輸出保険、輸出代金保険」を「普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険」に改め、「仲介貿易保険」を削り、「第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項」を「第三十一条第二項、第三十四条等及び技術提供対価等を超えるときは仲介貿

易契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超えて、かつ、仲介貿易代金等に等しく又はこれを超えるときは技術提供契約と、その他のときは輸出契約とみなす。

三 前二号の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて貨物の輸出及び仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの、当該契約に基づく仲介貿易貨物の販売若しくは貨物又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供並びにその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、輸出者 貨物(第三十七条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物、第四十五条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物)の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

四 第一号又は第二号の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの)及びこれらの対価とみなす。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 普通貿易保険
第二十七条第一項中「普通輸出保険」を「普通貿易保険」に改め、同条第二項を次のように改め
2 普通貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。
一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと(イからホまでのいづれかに該当する事由と(イからホまでのいづれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。)により受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く。)又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた次のいづれかに該当する事由によって仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと(イからホまでのいづれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定められた船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。)により受けける損失(仲介貿易貨物について生じた損失を除く。)
二 又は禁止
ハ 外国における戦争、革命又は内乱による。
口 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止
イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止め

二 仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと。 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶 ヘイからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰することができないもの
ト 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)による輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限又は禁止(同法第二十五条の二又は第五十三条の規定による禁止を除く。)
チ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外國政府等である場合において、当該相手方が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方が外國に帰すべき相当の事由により輸出者若しくは仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を解除したこと。
リ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由
二 輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出し始めた場合に次のいづれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失(仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。)、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいづれかに該当する事由により受ける損失(仲介貿易貨物を新たに負担すべきこととなることにより受ける損失

二 仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと。 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶 ヘイからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約又は仲介貿易貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物に基づいて生じた損失を除く。)又は技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の提供若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失
ハ イ及び口に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定又は禁止めに帰することができないもの
口 外国における戦争、革命又は内乱又は禁止
イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止め
二 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅延(輸出者、仲介貿易者又は技術提供者の責めに帰することができないものに限る。)
三 輸出者が第一号の損失又は前号の損失(同号イからハまでのいづれかに該当する事由により受ける損失に限る。第二十九条第三項において同じ。)を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基づいて当該貨物を引き渡し、又は当該貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失(仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物により受ける損失を除く。)、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいづれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなることにより受ける損失





より受ける損失(仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失以外の出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失を除く。)又は出資外国法人等が出資外国法人等技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止  
ロ 外国における戦争、革命又は内乱  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の当事者の責めに帰することができないもの

二 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定

ホ 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の相手方(政令で定める者を除く。)の保険契約で定める期間以上の債務の履行ができないものに限る。)  
ミ 出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は貸貸するものに限る。第三十三条第三項において同じ。)が保険契約の締結後生じた第一号イからまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更に

より運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

四 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた第二号ロに該当する事由により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことに基づいて回収した金額又は回収し得べき受け損失(前号の損失を除く。)

## (保険価額)

第三十二条 前条第二項第一号の損失に係る出資

二 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

## 第四節 貿易代金貸付保険

## (保険契約)

第三十四条 日本貿易保険は、貿易代金貸付保険を引き受けることができる。

第三十三条 第三十一条第二項第一号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額(代金又は対価の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金又は対価の部分)の額を保険価額とする。  
(保険金)

二 第三十一条第二項第二号の損失に係る出資外國法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により出資外国法人等が決済期限(同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間)を経過した時。第二号において同じ。)までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額  
二 決済期限後に回収した金額

第三十四条 第三十一条第二項第三号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、出資外国法人等が同項第一号イからホまでのいずれかに該当する事由によるものと同一事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外國法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日(出資外国法人等が、出資外國法人等販売契約に基づいて貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの期日)から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた場合(出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、出資外国法人等が同項第一号イからホまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。)

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止  
二 外国における戦争、革命又は内乱  
三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、貿易代金貸付(保証

資外国法人等仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

すべき額は、出資外国法人等が同項第二号ロに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第四号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

債務の負担を除く。以下この項において同じ。を行つた者若しくはその相手方又は保証債務を負担した者若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないもの

四 貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定

五 貿易代金貸付の相手方の保証契約で定める期間以上の債務の履行遅滞(貿易代金貸付を行つた者の責めに帰することができないものに限る。)

## (保険額)

第三十五条 貿易代金貸付保険においては、貿易代金貸付に係る貸付金等又は保証債務(二以上)の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきとき、又は保証債務を履行すべきときは、一の時期において償還を受けるべき当該貸付金等の部分又は履行すべき当該保証債務の部分)の額

## (保険金)

第三十六条 貿易代金貸付保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険額のうち貿易代金貸付を行つた者が第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限(同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。)までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行(同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。)が生じたことによつて保証債務を

履行したことにより取得した求償権に基づき取扱い得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額(保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。)から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 債還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過した日後に回収した金額

三 第五十二条第二項中「てん補する」を「填補する」に改め、同項第二号中「第二条第十六項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改め、同項第四号中「本邦」の下に「出資外国法人等が海外投資を行つた場合にあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。次条第二項及び第五項において同じ。」を加え、同項第五号中「第二条第十六項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改める。

第五十三条第一項を次のように改める。

前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、当該事由に係る元本、配当金請求権又は不動産に関する権利等の保証契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

履行したことにより取得した求償権に基づき取扱い得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約に基づいて当該元本等を評価した後にあつては、その直近の評価額)を加え、「対価の額」の下に「(当該元本を取得した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額)を加え、同条第四項中「てん補すべき」を「填補すべき」に改め、「の額」を「填補すべき」に改め、「の額」の中「てん補すべき」を「填補すべき」に改め、「の額」の下に「(当該元本等を取得した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額)を加え、同条第四項中「てん補すべき」を「填補すべき」に改め、「の額」の直近の評価額)」を加え、同条第五項中「てん補すべき」を「填補すべき」に、「第一項第二号」を「第一項第一号」に、「てん補しなければ」を「填補しなければ」に改める。

第五十三条第二項中「貸付金債権等の元本若しくは利子(以下「貸付金等」という。)」を「海外事業資金貸付金債権等の貸付金等」に、「三月」を「保険契約で定める期間」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

(旧保険に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が引き受けた普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険(以下この条において「旧保険」という。)並びにこの法律の施行前に成立した旧保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定め

(政令への委任)

第五条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条 第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第三十五条中「中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実」を削る。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下この条において「旧新事業促進法」という。)第十六条第一項(次条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第五項の規定により読み替えて適用する場合を





平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第一号 内閣府設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四〇

- (二) 科学技術基本計画の策定及び推進に関すること。
- (三) 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- (四) 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。
- (一) 「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改めるものとする。
- (二) 「総合科学技術・イノベーション会議」に改めるものとする。
- (三) 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期を三年とするものとする。
- (四) 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- (五) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環

境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の所要の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党及び生活の党の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十六年度一般会計予算に五百億円が計上されている。右報告する。

平成二十六年三月二十六日

内閣委員長 柴山 昌彦  
衆議院議長 伊吹 文明殿  
〔別紙〕  
内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

森林国営保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

森林国営保険法等の一部を改正する法律  
(森林国営保険法の一部改正)  
第一条 森林国営保険法(昭和十二年法律第二十  
五号)の一部を次のように改訂する。

題名を次のように改める。

森林保険法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

第三章 雜則(第十八条・第十九条)  
附則  
第一章 総則

第一条 この法律は、森林保険の制度を確立することにより、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的とする。

(目的)  
(定義)

第二条 この法律において「森林保険」とは、森林につき、火災、気象上の原因による灾害(風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る。)及び噴火による災害(以下「保険事故」という。)によつて生ずることのある損害を填補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

第三章 雜則(第十八条・第十九条)  
附則  
第一章 総則

第一条 この法律において「森林保険契約」とは、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)が森林につき保険事故によつて生ずることのある損害を填補することを約し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約する契約をいう。

第二条 この法律の次に次の章名を付する。  
第一章 森林保険  
(保険の目的)

第三章 森林保険の保険の目的たるべき森林  
(被保険者たる資格)

第四条 森林保険の被保険者たる資格を有する者は、人工的に生立させた樹木の集團とする。

第五条 森林保険の被保険者たる資格を有する者は、森林保険の目的たる森林の所有者とする。

## (引受条件)

第五条 研究所は、この法律に特別の定めがあるもののほか、森林保険の保険金額の標準、保険料率その他の引受けに関する条件(以下この条において「引受条件」という。)を定め、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、研究所に対し、期限を定めてその引受条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の保険金額の標準又は保険料率が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものでないこと。

二 特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 保険事故によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることで支障がないこと。

3 研究所は、第一項の規定による届出をした引受条件以外の引受条件により、森林保険を引き受けはならない。

(保険料の払込み)

第六条 森林保険契約を締結しようとする者は、当該森林保険契約の申込みと同時に、研究所に保険料の全額(次項の規定により保険料を分割して払い込む場合には、その第一回の払込金額)を払い込まなければならぬ。

2 保険料は、農林水産省令で定める事由がある場合には、分割して払い込むことができるのである。

3 保険契約者は、前項の規定により保険料を分割して払い込む場合には、払込期限までに、研究所にその第一回以降の払込金額を払い込まなければならない。

4 前項の規定による保険料の払込みをその払込期限までにしないときは、当該森林保険契約は、その効力を失う。

5 前二項に規定するもののほか、第二項の規定による保険料の払込みに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(保険証書)

第七条 研究所は、森林保険契約の申込みを承諾したときは、保険証書(農林水産省令で定める事項を記載した書面をいう。次条及び第十二条において同じ。)を作成し、保険契約者に交付する。

(保険責任の開始日)

第八条 森林保険契約に係る研究所の保険責任は、特約がある場合を除いては、保険証書が作成された日の翌日から始まる。

(重複保険の通知)

第九条 森林保険の保険の目的たる森林の全部又は一部につき、次に掲げる場合には、保険契約者は被保険者(森林保険契約の締結前にあっては、保険契約者又は被保険者になる者)に通知しなければならない。

一 森林保険契約の申込みの際他の保険契約が存するとき。

二 森林保険契約の申込み後に他の保険契約を締結し、又は変更したとき。

三 第三者が締結した保険契約が存すること又は当該保険契約に変更があつたことを知つたとき。

2 研究所は、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかつたときは、当該森林保険契約を解除することができる。

3 前項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一月間行使しないときは、消滅する。

4 前二項に規定する時から五年を経過したときは、農林水産省令で定める。

(保険金額)

一 第一項第一号に掲げる場合 当該申込みに係る森林保険契約が締結された時

二 第一項第二号に掲げる場合 当該保険契約が締結され、又は変更された時

三 第一項第三号に掲げる場合 当該保険契約が存すること又は当該保険契約に変更があつたことを保険契約者又は被保険者が知つた時

(損害の発生及び拡大の防止)

四 増補すべき額が少額であると認められる場合として農林水産省令で定める場合

(他人のためにする森林保険契約)

五 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき。

六 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき。

七 損害が被保険者は、その負担において、損害の発生及び拡大の防止に努めなければならぬ。

(森林保険契約に係る権利義務の承継)

八 森林保険契約は、他人のためにも締結することができる。この場合において、被保険者は、当然に当該森林保険契約の利益を享受する。

(森林保険契約により墳補することとされる損害の発生の可能性をいう。以下この条において同じ。)が著しく増加したときは、農林水産省令

第十一條ノ二を削る。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

(免責事由)

2 研究所は、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかつたときは、当該森林保険契約を解除することができる。

3 前項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一月間行使しないときは、消滅する。

4 前二項に規定する時から五年を経過したときは、農林水産省令で定める。

(森林保険契約に係る権利義務の承継)

5 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき。

6 損害が被保険者は、その負担において、損害の発生及び拡大の防止に努めなければならぬ。

(危険増加による解除)

7 森林保険契約により墳補することとされる損害の発生の可能性をいう。以下この条において同じ。)が著しく増加したときは、農林水産省令

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第十一号

森林国営保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四一

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第十一号

(森林国営保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書)

四二

で定めるところにより、森林保険契約を解除することができる。

2 保険契約者は被保険者は、保険期間中に危険が著しく増加したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、これを研究所に通知しなければならない。

3 保険契約者は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかつた場合において、研究所が第一項の規定による解除をしたときは、研究所は、当該解除に係る危険が著しく増加した時から当該解除がされた時までに発生した保険事故による損害を填補する責任を負わない。ただし、当該解除に係る危険の著しい増加をもたらした事由に基づきずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

4 第一項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一ヶ月間行使しないときは、消滅する。当該解除に係る危険が著しく増加した時から五年を経過したときも、同様とする。  
(保険法の準用)

第十七条 保険法(平成二十一年法律第五十六号)

第四条 第十条、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第三十三条第一項(第一号に係る部分に限る)、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く)、第三十二条(第一号に係る部分に限る)並びに第九十五条の規定は、森林保険について準用する。

第十七条の次に次の章名を付する。

第三章 雜則

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(印紙税の非課税)

(過料)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第五条第三項の規定に違反して森林保険を引き受けたとき。

三 第二十条から第二十五条までを削る。

四 独立行政法人森林総合研究所法(平成十二年法律第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十二年法律第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二十二条を「第一十八条に、「第一十九条第一項」を「第二十一条」と

十二条とし、第四章中第十四条を第二十一条と

第十六条を第二十三条とし、第十五条を第二十二条とし、第四章中第十四条を第二十一条と

第十三条第一項中「第十一條第一號」を「第十

一条第一項第一号」に改め、同条を第十九条と

し、同条の次に次の二条を加える。

(財務大臣との協議)

第二十条 農林水産大臣は、次に掲げる場合に

一 第十四条第一項の承認をしようとするとき。

二 第十五条第一項、第二項若しくは第六項

又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

二十三條に改める。

第三条に次の二項を加える。

2 研究所は、前項に規定するもののほか、森

林保険(森林保険法昭和十二年法律第二十五

号)第二条第一項に規定する森林保険をい

う。第十一條第二項第一号において同じ。)を

十五條、第二十七条、第二十八条、第三十

一条、第三十一条第一項及び第二項(第二号を

除く)、第三十二条(第一号に係る部分に限

る)並びに第九十五条の規定は、森林保険に

ついて準用する。

第十七条の次に次の章名を付する。

一 森林保険を行うこと。

2 研究所は、第三条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行ふ。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 第十六条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 前号に規定するものには、中期目標の前に次の二号を加える。

一 第十六条を第二十三条とし、第十五条を第二十二条とし、第四章中第十四条を第二十一条と

二 第二十二条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

一 第十三条第一項中「第十一條第一號」を「第十

二 第二十二条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

一 第十四条第一項の承認をしようとするとき。

二 第十五条第一項、第二項若しくは第六項

又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

三 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

四 第二項又は第三項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

五 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

六 研究所は、農林水産大臣の認可を受けて、

債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀  
行又は信託会社に委託することができる。

債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

は第十五条第二項の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められる

附則第六条第二項中「第十二条第一項」を「第

号」に、「とする」を「とし」、当該業務に係る同項又は第十五第二項の規定による研究所の長期

## 7. 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項又は第二項(ア)二又は三百三十九条

定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

第十一條の次に次の二条を加える。

附則第七条第二項中「第十六条第一号」を「第十三条第一号」に改める。

は、それぞれ適用しないに改める。

8 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し

必要な事項は、政令で定める。  
(債務保証)

**第十六条** 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第

二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会

の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による研究所の長期借

入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する

る法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定によれば、甲は乙に二三の

の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することが

（償還計画）である。

第十七条 研究所は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣

の認可を受けなければならない。

農林水産大臣は、前項の議員をしておどかすときは、あらかじめ、農林水産省の独立行

政法人評議委員会の意見を聽かなければなら  
ない。

(財政上の措置)  
第十八条 政府は、研究所が、第十五条第一項

又は第二項の規定により、長期借入金をし、  
又は債券を発行することによつても、なお第

十一條第二項に規定する業務に要する費用又

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第十一回

は第十五条第二項の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

(業務の委託)

第十二条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、次に掲げる者に対し、前条第二項に規定する業務（森林保険契約（森林保険法第三条第二項に規定する森林保険契約をいう。）の締結及び保険金の支払の決定を除く。）の一部を委託することができる。

一 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号又は第一百一条第一項第三号に掲げる事業を行ふ森林組合又は森林組合連合会

二 地方公共団体その他農林水産大臣の指定する者

3 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けたて、当該委託を受けた業務を行うことができる。

第十三条 研究所は、第十二条第二項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「森林保険勘定」という。）を設けて整理しなければならない。（区分経理）

附則第六条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「前条」を「第十一条第一項」に、「第十六条第一号」を「第十三条第二号」に改める。

附則第七条第二項中「第十六条第一号」を「第十四条第一項」に改める。

附則第八条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「前条」を「第十一条第一項」に、「第十六条第一号」を「第十五条第一項中「第十二条第二項」とあるのは「第十二条第二項及び附則第八条第一項」と、第二十三条第二号に「とする」を「とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それ適用しない」に改める。

附則第九条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「前条」を「第十一条第一項」に、「第十六条第一号」を「第十五条第一項中「第十二条第二項」とあるのは「第十二条第二項及び附則第九条第一項」と、第二十三条第二号に「とする」を「とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それ適用しない」に改める。

附則第十条第二項中「第十六条第一号」を「第十三条第二号」に改める。

附則第十二条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「前条」を「第十一条第一項」に、「第十六条第一号」を「第十五条第一項中「第十二条第二項」とあるのは「第十二条第二項及び附則第十二条第一項」と、第二十三条第二号に「とする」を「とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それ適用しない」に改める。

号に、「とする」を「とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それぞれ適用しない」に改める。

附則第十二条第二項中「第十六条第一号」を「第二十三条第二号」に改める。

附則第十六条から第十八条までを削り、附則第七条とし、附則第二十一条を附則第十八条とする。

附則第二十条第二号を削り、同条を附則第十七条とし、附則第二十一条を附則第十八条とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のようにより改正する。

目次中 「第十節 削除 第十一節 森林保険特別会計(第百五十二節及び第十三節) 削除」

十一条(第百五十七條)を「第十節から第十三節まで 削除」に改める。

第二条第一項第十号から第十三号までを次のように改める。

十から十三まで 削除

第二章第十節から第十三節までを次のように改める。

第十節から第十三節まで 削除

第一百三十八条から第一百八十二条まで 削除

(施行期日)  
附 則

## (旧森林保険契約に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に申込みがされた森林保険の保険契約(次項において「旧森林国営保険法」という。)については、第一条の規定による改正前の森林国営保険法(以下「旧森林国営保険法」という。)第二十二条、第二十三条ノ二及び第二十四条に係る部分を除き、なお從前の例による。この場合において、なお從前の例によることとされる旧森

林国営保険法の規定中「政府」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

2 前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の森林保険法第九条及び第十六条並びに第十七条において準用する保険法(平成二十年法律第五十六号)第二十条の規定は、旧森林保険契約についても適用する。

3 施行日前に旧森林国営保険法の規定により農林漁業保険審査会が受理した審査の申立てについて、旧森林国営保険法第二十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該審査の申立てであつて、施行日前に審査の決定が行われていないものについては、なお從前の例により農漁業保険審査会が審査の決定を行うものとする。

## (職員の引継ぎ等)

第三条 施行日の前日において現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、農林水産大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日において、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」といいう。)の職員となるものとする。

第四条 前条の規定により研究所の職員となつた者に對する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職

## 国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第五条 附則第三条の規定により農林水産省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対する法律(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

第六条 附則第三条の規定により研究所の職員となつた者であつて、施行日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き継ぎいた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

第七条 附則第三条の規定により引き継いでいる者が、附則第三条の規定により引き継いでいる研究所の職員となり、かつ、引き継ぎ研究所の職員として在職した後引き継いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き継いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第八条 この法律の施行の際、旧森林国営保険法第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業に関し、現に国が有する権利及び義務は、次に掲げるものを除き、この法律の施行の時に同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始め

る。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により研究所に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働

## 日まで農林水産省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定により研究所の職員となつた者であつて、施行日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において児童手当又は同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始め

る。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第八条 この法律の施行の際、旧森林国営保険法第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業に関し、現に国が有する権利及び義務は、次に掲げるものを除き、この法律の施行の時に同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始め

る。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により研究所に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働

## 組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第六条 附則第三条の規定により研究所の職員となつた者であつて、施行日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始め

る。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際、旧森林国営保険法第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業に関し、現に国が有する権利及び義務は、次に掲げるものを除き、この法律の施行の時に同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始め

る。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により研究所に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働

職員団体が法人であるときは、法人である労働

組合となるものとする。

2 前項の規定により研究所が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。この場合において、研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたもの



行及びこれらについての政府による債務保証等、森林総合研究所による森林保険の運営に必要な規定の整備を行うものとする」と。

### 3 特別会計に関する法律の一部改正

森林保険特別会計を廃止するため、森林保険特別会計に関する規定を削除するものとすること。

### 4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

### 二 議案の可決理由

本案は、特別会計の改革を推進するため、政府が行う森林保険に係る事業を森林総合研究所に移管するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年三月二十六日

農林水産委員長 坂本 哲志

〔別紙〕

森林国営保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

森林保険は、火災、気象災及び噴火災による損害を填補する総合的な保険として、林業の再生産の阻害防止と林業経営の安定に重要な役割を担ってきたところであり、今後とも、その安定的効率的・効果的な運営を確保することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

森林保険事業の業務を主体的かつ安定的・効率的に運営することができるよう、必要な人材の確保、業務委託等の事業実施体制の整備を速やかに図るべく、適切に指導・監督すること。そ

の際、国との保険契約が円滑に承継され、被保険者の利便性の低下を招くことのないよう、十分留意すること。

二 新たな森林保険制度の実施に当たっては、施業の集約化、地域の条件に応じた低コスト・高効率な作業システムの構築及び国産材の安定供給の確保等、林業の成長産業化に向けた関連施策との連携を強化し、林業の再生産の確保及び林業経営の安定を図ること。その際、地球温暖化防止は国際社会により重要な課題であることから、京都議定書の第二約束期間に係る目標の達成に向けて、間伐や植林等の森林吸収源対策を着実に推進するとともに、これに必要な安定的な財源を確保すること。

三 地球温暖化や厳しい自然条件の影響による災害発生リスクの増大等を踏まえ、適時適切に本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

### 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第十五条を次のように改める。  
(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

### 第十六条第三項中「第五項」を「第六項」に改め

る。

第十七条中「設定」の下に「採択地区協議会の組織及び運営」を加える。

### 附 則

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 理 由

義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るために、二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 二以上の市町村の区域を併せた採択地区における教科用図書の採択の方法
- (一) 二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という)を設けなければならぬ。

この法律案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(以下「採択地区協議会」という。)を設けなければならないものとすること。

(二) 二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないものとすること。

2 採択地区の設定に係る地域の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めること。

3 採択した教科用図書の種類等の公表

市町村の教育委員会等が教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他の文部科学省で定める事項を公表するよう努めるものとすること。

4 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、2及び3に関する規定は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならぬこととする等の措置を講じる本議案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

右報告する。

平成二十六年三月二十六日 文部科学委員長 小渕 優子

**[別紙]**

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、採択地区協議会の協議結果に疑義が生ずることを防ぐため、関係市町村教育委員会が協議して定める採択地区協議会に係る規約が明確なものとなるよう、採択地区協議会の組織及び運営に係る政令の整備に万全を期すること。

二 政府は、採択地区協議会における充分かつ慎重な協議を確保し、採択手続の透明性が高められるよう、市町村教育委員会が教科用図書を採用した理由等の公表を促進するための方策を講ずること。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年二月十四日 内閣総理大臣 安倍 晋三

第十五條の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三條の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行ふことができる。

等)に改め、同条第一項中「規定による」を削り、「次項」の下に「及び第十五条の四第一項」を加える。

第十五条の見出しを「(認定一般事業主の認定)」に改め、同条中「第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるときは、第十三条」に改め、それかに該当するときは、第十三条に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違なつたと認めるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるとき。

第十五条の次に次の四条を加える。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三條の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行ふことができる。

一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。

二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第十一号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四八

一般事業主として適当でなくなつたと認めるとき。

第二十六条第一号中「第十四条第二項」の下に「(第十五条の四)第二項において準用する場合を含む。」を加える。

附則第一条第一項中「平成二十七年三月三十日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

「(第十五条の四)第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二十六条第一号中「母及び子」の下に「又は配偶者」を加える。

附則第一条第一項中「平成二十七年三月三十日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第二条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第一百二十九号)の一部を次のように改定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第三章 母子家庭等に対する福祉の措置(第十三

条—第三十一条)」を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三条—第三十一条の五)

下同じ。)町村から委託を受けている者、第三

十三条第三項又は第三十二条の五第二項の規

定により都道府県又は市(特別区を含む。以

下同じ。)母子家庭に対する福祉の措置(第十三

条—第三十一条)」を「第四章 父子家庭に対する福祉の措置(第十三条—第三十一条の五)

下同じ。)町村から委託を受けている者、第三

十三条第三項又は第三十二条の五第二項の規

定により都道府県又は市(特別区を含む。以

下同じ。)母子家庭に対する福祉の措置(第十三

条—第三十一条)」を「第四章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三条—第三十一条の五)

下同じ。)町村から委託を受けている者、第三

十三条第三項又は第三十二条の五第二項の規

定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十二条を「第三十五条の二」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章 母子福祉施設」を「第七章 母子・父子福祉施設」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章 雜則(第四十六条、第四十七条)」を「第九章 雜則(第四十六条、第四十七条)」に、「第九章 罰則(第四十八条)」に改める。

子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第四条中「母及び子」の下に「父子家庭の父並びに配偶者」を加える。

第六条中「母子家庭の父並びに配偶者」を削り、第四条を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を次の一項を加える。

第六条中第五項を削り、第四项を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

一 離婚した男子であつて現に婚姻をしているもの

二 配偶者の生死が明らかでない男子

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けられることができない男子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会)、都道府県知事

二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

第六条第六項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「とは」の下に「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(」を加え、「の福祉若しくは」を「又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)をいう。第八条第二項において同じ。)の福祉又はに、「社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財团法人であつて、その理事」を「次の各号に掲げる法人であつて、当該各号に定めるその役員」に改め、

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条规定する母子・父子福祉施設、母

子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の母及び父子家庭の父に改め、同条第一項中「母子家庭の母及び父子家庭の父」に改め、同条第一項中「母子家庭の父並びに配偶者」を「母子・父子自立支援員」に改め、同項各号中「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に改め、同条第三項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条に次の二項を加える。

「過半数が配偶者のない女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、同項に次の各号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの 厚生労働省令で定める役員

第七条を次のように改める。

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答へ、又は関係行政機関に意見を具申することができるもの

第七条を次のように改める。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第九条第一号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、「関し。」の下に「母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他」を加え、同条第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第十条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第一章中第十条の次に次の二条を加える。（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）

第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第十二条第一項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同項第三号中「都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）」を「都道府県等」に、「次条第一項」を「次条」に、「策定する母子家庭」を「策定する母子家庭等」に改める。

第五条の見出しを「（母子・父子自立支援員）」に改め、「自立促進計画」に改め、同項第四号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第十二条の見出しを「（自立促進計画）」に改め、「自立促進計画」に、「あらかじめ、母子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」を「法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない」に改め、同条各号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条に次の四項を加える。

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聞くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利

に、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改め、「母子家庭及び寡婦の扶養」を「母子家庭等」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 母子家庭に対する福祉の措置

第十三条第一項中「又はその扶養している児童」の下に「（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「当該」の下に「配偶者のない女子が民法第八百七十七条の規定により扶養している全ての」を加え、同条第三項中「修学」を「修学又は」「習得等」を「習得」に改め、「児童」の下に「前項の規定による貸付けに係る」を加える。

第十四条の見出しを「（母子・父子福祉団体に対する貸付け）」に改め、同条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるもの又はその」を「次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

二 前号に掲げる者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

三 第一号に掲げる者及び寡婦

四 第二号に掲げる者及び寡婦

第十五条の見出しを「（母子家庭日常生活支援事業）」に改め、「母子家庭日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十二条第一項中「母子家庭等」を「母子家庭」に、「母子家庭等日常生活支援事業（第十七条）」を「母子家庭日常生活支援事業（第十七条第一項）」に、「同条」を「同項」に改める。

第十八条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十九条中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条中「母子家庭等日常生活支援事業（第十七条）」を「母子家庭日常生活支援事業（第十七条第一項）」に、「同条」を「同項」に改める。

第二十一条中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十二条第一項中「母子家庭等」を「母子家庭」に、「母子家庭等日常生活支援事業（第十七条）」を「母子家庭日常生活支援事業（第十七条第一項）」に、「同条」を「同項」に改める。

第二十三条中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

第二十四条中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十五条中「母子福祉団体」を「母子・父子団体」に改める。

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第十一  
第二十八条の見出し中「入所」を「入所等」に改め、同条中「母子家庭等」を「母子家庭」に改め、同条次句の二頁を加える。

号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図る  
「その者に支給する」に改め、「給付金」の下に  
「（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とい  
う。）」を加える。

めの次世代育成支援対策推進法等の一部を改正するに付し。

法律案及び同報告書  
五〇

生労働省令で定める事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

第二十九条の前の見出しを削り、同条に見出  
しとして「(雇用の促進)」を付し、同条第三項を削る。

第三十条に見出しどして「(母子家庭就業支援事業等)」を付し、同条第二項中「母子福祉団体」

「專該等」存作「同類第二項中」母二被補出存

「雇用情報」の下に「及び就職の支援に関する情

報一を加え、同條に次の二項を加える。

3 都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る

事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事す

る者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関する心得を秘密を漏らさない。

当該事務は関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十一条第一号中「の求職活動の促進とそ

の職業生活の安定とを図るための」を「か 厚生労働省令で二三の教育訓練を受け、当該教育訓

労働省令で定める教育訓練を受け「該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する」に改

め、「給付金」の下に「(以下「母子家庭自立支援

「教育訓練給付金」ということを加え、同条第二項

を「が、安定した職業に就くことを容易にする

ため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するため

第三章中第三十一条の次に次の四条を加え  
る。

(不正利得の徴収)

第三十一条の二 偽りその他不正の手段により  
母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者が  
あるときは、都道府県知事等は、受給額に相  
当する金額の全部又は一部をその者から徴収  
することができる。

(受給権の保護)

第三十一条の三 母子家庭自立支援教育訓練給  
付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金の  
支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供  
し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第三十一条の四 租税その他の公課は、母子家  
庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等  
職業訓練促進給付金として支給を受けた金銭  
を標準として、課することができない。

(母子家庭生活向上事業)

第三十一条の五 都道府県及び市町村は、母子  
家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、  
母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつ  
つ、次に掲げる業務(以下「母子家庭生活向上  
事業」という。)を行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活  
及び職業生活に関する相談に応じ、又は母  
子・父子福祉団体による支援その他の母子  
家庭の母及び児童に対する支援に係る情報  
の提供を行うこと。

二 母子家庭の児童に対し、生活に関する相  
談に応じ、又は学習に関する支援を行なうこ

三 母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章を第九章とする。

第四十二条第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三 第三十一条の五第一項の規定により市町村が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

四 第三十一条の七第一項の規定により市町村が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

五 第三十一条の十の規定により市町村が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

六 第三十一条の十一第一項の規定により市町村が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第七十四条に次の二号を加える。

八 第三十五条の二第一項の規定により市町村が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

「法律案及び同報告書」五〇  
第一項に、「母子家庭等日常生活支援事業」を  
「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条中第  
五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三  
号の次に次の五号を加える。

四 第三十一条の五第一項の規定により都道  
府県が行う母子家庭生活向上事業の実施に  
要する費用

五 第三十一条の七第一項の規定により都道  
府県が行う父子家庭日常生活支援事業の実  
施に要する費用

六 第三十二条の九第二項の規定により都道  
府県が行う父子家庭就業支援事業の実施に  
要する費用

七 第三十一条の十の規定により都道府県が  
行う父子家庭自立支援給付金の支給に要す  
る費用

八 第三十二条の十一第一項の規定により都  
道府県が行う父子家庭生活向上事業の実施  
に要する費用

第四十三条に次の一号を加える。

十一 第三十五条の二第一項の規定により都  
道府県が行う寡婦生活向上事業の実施に要  
する費用

第四十四条中「及び第三号」を「第三号、第  
四号及び第六号から第八号まで」に改める。

第四十五条第一項中「及び第三号」を「第三  
号、第四号及び第六号から第八号まで」に改  
め、「同条第二号」の下に「及び第五号」を加え、  
同条第二項中「及び第五号」を「第五号、第六  
号及び第八号から第一号まで」に改め、「同条  
第三号」の下に「及び第七号」を加える。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「母子福祉施設」を「母子・父  
子福祉施設」に改める。

第三十八条の見出しを「母子・父子福祉施設」に改め、同条中「及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加え、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十九条第一項中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同項各号を次のよう改める。

一 母子・父子福祉センター

二 母子・父子休養ホーム

三 母子・父子福祉センター

四 前二号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

第三十二条第五項を削り、同条第四項中「第一項において準用する第十三条第一項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条」の下に「(各号を除く。)」を加え、「同条に規定する」を削り、「母子・父子福祉団体」を「母子・父子福祉施設」に改め、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び」を削り、「並びに」を「又は」に改め、「に掲げる資金」を削り、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一号に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「前項において準用する第十三条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者が事業を行うことができる。

（寡婦生活向上事業）

第三十五条の二 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るために、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

第二都道府県及び市町村は、前項に規定する業務（以下「寡婦生活向上事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第三十六条第一項中「母子福祉資金貸付金」の下に「父子福祉資金貸付金」を加える。

第六章を第七章とする。

第四十一条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第三項中「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第四十条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十九条第二項中「母子福祉センター」を

「母子・父子休養ホーム」に改め、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、「母子・父子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案及び同報告書 五一

二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金  
三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前二号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

五 第三十二条第五項を削り、同条第四項中「第一項において準用する第十三条第一項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条」の下に「(各号を除く。)」を加え、「同条に規定する」を削り、「母子・父子福祉団体」に改め、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び」を削り、「並びに」を「又は」に改め、「に掲げる資金」を削り、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一号に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「前項において準用する第十三条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者が事業を行うことができる。

（寡婦生活向上事業）

第三十五条の二 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るために、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

第二都道府県及び市町村は、前項に規定する業務（以下「寡婦生活向上事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第三十二条第六項中「もの」を「寡婦又は母子

二 福祉資金貸付金若しくは父子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体に、「寡婦福祉資金貸付金」を「第一項及び第二項並びに第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）に、「行わないことができる」を「行わない」に改め、同条に次の二項を加える。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において読み替えて準用する第十五条第一項及び前項に定めるもののほか、寡婦福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関して必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第一項中「日常生活等」を「日常生活」に改め、同条第四項中「第二十二条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十二条第一項」を「第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「寡婦の」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

（寡婦生活向上事業）

第三十五条の二 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るために、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

第二都道府県及び市町村は、前項に規定する業務（以下「寡婦生活向上事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第三十二条第六項中「もの」を「寡婦又は母子

三 母子・父子福祉団体に、「寡婦」と、「第二十六条第一項中「前条を「前条第一項」とあるものは「寡婦」を、「寡婦」に改め、同条第二項中「母子・父子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第三十四条第一項中「又は母子・父子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、「又は母子・父子・父子福祉団体」を「及び母子・父子・父子福祉団体」を「及び

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がない、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がない、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がない、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の二章を加える。

#### 第四章 父子家庭に対する福祉の措置

##### (父子福祉資金の貸付け)

第三十一条の六 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金

三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない男子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

五 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該配偶者のない男子が民法第八百七十

七条の規定により扶養している全ての児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに貸し付ける場合において、

その修学又は知識技能の習得の中途において当該配偶者のない男子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童(前項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。)がその修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

4 第十四条(各号を除く。)の規定は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第三十一条の六第四項各号」と、「又は第一号」とあるのは「同項第一号」と「前条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

一 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

二 前号に掲げる者及び寡婦

三 第十五条第一項の規定は第一項から第三項までの規定による貸付金の貸付けを受けた者

について、同条第二項の規定は第一項第四号

に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体について、第一項から第三項まで及び第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において読み替えて準用する第十五条及び前項に定めるもののほか、父子福祉資金貸付金の貸付方法、償還その他父子福祉資金貸付金の貸付けに関する必要な事項は、政令で定めることとする。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において読み替えて準用する第十五条及び前項に定めるもののほか、父子福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他父子福祉資金貸付金の貸付けに関する必要な事項は、政令で定めることとする。

8 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行なう者について、それぞれ準用する。

9 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

(父子家庭日常生活支援事業)

第三十二条の七 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

1 前項の規定による委託に係る事務に從事する者又は從事していた者は、正当な理由がない、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定による委託に係る事務に從事する者又は從事していた者は、前項において準用する第三十一条の九 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行なうものとする。

3 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の

措置について準用する。

4 第二十条の規定は父子家庭日常生活支援事業第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行なう者について、それぞれ準用する。

5 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行なう者について、それぞれ準用する。

6 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

(父子家庭就業支援事業等)

7 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

8 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

9 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の

措置について準用する。

4 第二十条の規定は父子家庭日常生活支援事業第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行なう者について、それぞれ準用する。

5 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行なう者について、それぞれ準用する。

6 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

(父子家庭就業支援事業等)

7 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

8 第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは「父子家庭」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

9 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の

下「父子家庭就業支援事業」という。)について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 父子家庭の父及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 父子家庭の父及び児童並びに事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他父子家庭の父及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、父子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十一 都道府県及び市町村は、父子家庭の父及び児童の生活の向上を図るために、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務(以下「父子家庭生活向上事業」という。)を行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の父子家庭の父及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 父子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は學習に関する支援を行うこと。

三 父子家庭の父及び児童に対し、父子家庭の父及び児童に対する支援に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十二 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一

第三十一条の五 第三十一条の五第三項、第三十一条の七第二項、第三十一条の九第四項、第三十一条の十一第三項、第三十三条第二項、第三十五条第四項又は第三十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第六条第一項中「除く」の下に「以下この項において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」という」を加え、「同条第一項において準用する第十三条第一項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 四十歳以上の配偶者のない女子が民法第百八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者(次号及び第四号において「被扶養者」といふ。)の修学に必要な資金

三 四十歳以上の配偶者のない女子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、四十歳以上の配偶者のない女子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

附則第六条第二項中「において準用する第十一条第一項及び第三項」を「及び第一項」に改める。

附則第七条第二項中「において準用する第十一条第一項及び第三項」を「及び第二項」に、「第三十二条第三項」を「同条第四項」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 第十七条第二項、第三十条第四項、第三十一条 第十九章 罰則

第四条第二項各号列記以外の部分中「母」を「母又は養育者」に、「第八号」を「第四号」に、「第二号」を「第二号、第五号又は第六号」に改め、「養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するとき」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を削り、同条第三項中「次の各号のいずれかに該当する」を「日本国内に住所を有しない」に改め、同項各号を削る。

第七条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項に改める。

第九条第一項中「所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。

第十三条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項に改める。

第十三条の二 第十三条の二を第十三条の三とする。

第十三条の三 第十三条の三に次の二条を加える。

第一条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき、ただし、その全額につきその支給が停止されるときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

平成二十六年三月二十七日 衆議院会議録第一号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三 母に支給される公的年金給付の額の加算  
の対象となつているとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条

第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されてしまうときを除く。

二 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第三条の二第二項中「就業支援」を「生活及び就業の支援(当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第三項中「就業支援」を「生活及び就業の支援」に改める。

第三十条中「官公署」の下に「日本年金機構」を加える。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第三条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定

定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十一条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十一条並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘察しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項の規定により委嘱されている母子自立支援員は、第二条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法(以下この条において「新法」という。)第八条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による母子家庭日常生活支援事業(父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令は、新法第二十三条(新法第三十一条の七第四項又は第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずる处分とみなす。)

第四条 平成二十六年十二月一日において第三条の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この条において「新法」という。)の規定による児童扶養手当(以下この条において「新手当」という。)の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。)に該当すべき者(第三条の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。)に該当していない者に限る。)は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続きをとることができる。

5 第二条の規定の施行前に旧法第三十二条第一項において読み替えて準用する旧法第十三条规定により貸し付けられた旧法第十四条の規定により貸し付けられた旧法第十三条第一項第一項の規定により貸し付けられた資金(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金に限る。

号に掲げる資金については、なお従前の例による。

## 五 四 第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三条の規定する母子家庭等日常生活支援事業であつて次の各号に掲げるものに相当するものを行い、又は休止している国及び都道府県以外の者は、当該各号に定める規定による届出をしているものには、第二条の規定の施行の日に新法第三十条第四項又は同条第五項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

## 3

第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三条の規定する母子家庭等日常生活支援事業を行つて、同項又は同条第四項において準用する旧法第二十一条の規定による届出をしているものには、第二条の規定の施行の日に新法第三十条第四項又は同条第五項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

## 6 第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三条の規定する寡婦日常生活支援事業を行つて、同項又は休止している国及び都道府県以外の者は、当該各号に定める規定による届出をしているものには、第二条の規定の施行の日に新法第三十条第四項又は同条第五項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

## 五四

第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三条の規定する寡婦日常生活支援事業を行つて、同項又は休止している国及び都道府県以外の者は、当該各号に定める規定による届出をしているものには、第二条の規定の施行の日に新法第三十条第四項又は同条第五項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。



第三十二条(見出しを含む。)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十八条の改正規定中「同条中」を「同条第一項中」に改め、同条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に」に、「母子家庭等」を「母子家庭」に改める。

第三十五条のうち、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二中「の三の項を「の四の項とし、一の二の項を「の三の項」とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「の三の項を「の四の項とし、一の二の項を「の三の項」とし、一の三の項を「の三の項とし、一の項」を「の四の項を「の五の項とし、一の三の項を「の四の項とし、一の二の項を「の三の項」とし、一の二の項を「の二の項」に、「の二 市町村長」を「の三市町村長」に改め、同法別表第四中「の四の項を「の五の項とし、一の三の項を「の四の項とし、一の二の項を「の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「の四の項を「の五の項とし、一の三の項を「の四の項とし、一の二の項を「の三の項とし、一の項」を「の二の項」に、「の二 市町村長」を「の三市町村長」に改める。

第五十四条のうち、次世代育成支援対策推進法第七条第四項の改正規定中「聴く」に改め、内閣総理大臣に協議する」を「聴き、かつ、内閣総理大臣に協議する」を「聴き、かつ、内閣総理大臣に協議する」を「聴く」に改め、同法第九条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条のうち、母子家庭等」を「母子家庭」に改め、同条第一項及び第二項中「国家公安委員会」を「内閣総理大臣、國家公安委員会」に改め、同条第三項を削る。

(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成二十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「基本方針」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十二条第一項に規定する基本方針(次項及び第三項において「基本方針」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第十二条第二項第三号に規定する自立促進計画(以下この項において「自立促進計画」という。)」を策定する同号に改め、同項を削り、同条第五項中「前項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、同表の六十五の項及び八十七の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援付金」に改め、同表の六十三の項及び六十四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援付金」に改め、同表の六十五の項及び六十四の項に係る部分に限る。)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法を「第三十二条の二十六の項及び三十の項中「母子及び父子福祉団体等」に改め、同条中「母子及び父子福祉団体等」に改め、同条第一項に次のように加える改正規定中「の二の項を「の三の項とし、一の二の項を「の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「の二の項を「の三の項とし、一の二の項を「の三の項とし、一の項」を「の二の項」に、「の二 市町村長」を「の三市町村長」に改める。

第六条の見出し中「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に改め、同条中「母子及び父子福祉団体その他」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体その他」に、「母子福祉団体等」に改め、同法に「母子福祉団体その他」を「母子・父子福祉団体その他」に、「母子・父子福祉団体等」に改める。

第十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の七十三の項の改正規定中「被保険者に係る届出」を削る。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定(同表の五の七の項に係る部分に限る。)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定(同表の四の八の項に係る部分に限る。)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定(同表の四の七の項に係る部分に限る。)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法を「第三十二条の二十六の項及び三十の項中「母子及び父子福祉団体等」に改め、同条中「母子及び父子福祉団体等」に改め、同条第一項に次のように加える改正規定中「の二の項を「の三の項とし、一の二の項を「の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「の二の項を「の三の項とし、一の二の項を「の三の項とし、一の項」を「の二の項」に、「の二 市町村長」を「の三市町村長」に改める。

第五十四条のうち、次世代育成支援対策推進法第七条第四項の改正規定中「聴く」に改め、内閣総理大臣に協議する」を「聴く」に改め、同法第九条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条のうち、母子家庭等」を「母子家庭」に改め、同条第一項及び第二項中「国家公安委員会」を「内閣総理大臣、國家公安委員会」に改め、同条第三項を削る。

別表第一の四十三の項及び四十四の項中「母子及び父子福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同表の四十五の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金」に改める。

別表第二の二十六の項及び三十の項中「母子及び父子福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援給付金」を「給付金」に改め、同表の六十五の項及び六十四の項に係る部分に限る。)中「母子及び父子福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法を「第三十二条第一項又は」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定(同表第九号の三に係る部分に限る。)中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法を「第三十二条第一項又は」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定(同表第九号の三に係る部分に限る。)中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法を「第三十二条第一項又は」に改める。

第三十二条第一項において準用する場合を含む)若しくは同法を「第三十二条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第七条」を「第十七条第一項、第三十二条の七第一項」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「(同法第三十二条の十において準用する場合を含む)の給付金」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十八条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七十八号中「及び」の下に「父子並びに」を加える。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第三十二条第一項、第三十二条の七第一項に、「の母子家庭自立支援給付金」を「(同法第三十二条の十において準用する場合を含む)の給付金」に改める。

出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 次世代育成支援対策推進法の一部改正

(一) 厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を策定したこと等の認定を受けた事業主からの申請に基づき、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の特例認定を行うことができるものとすること。また、特例認定を受けた事業主については、一般事業主行動計画の策定及びその旨の届出に代えて、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公示しなければならないものとすること。

(二) 法律の有効期限を十年間延長し、平成三十七年三月三十一日までとする。

2 母子及び寡婦福祉法の一部改正

(一) 題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とすること。

(二) 都道府県等は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が適切な支援を総合的に受けられるようにするため、その生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならないものとすること。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十六年度一般会計予算に約四億円が計上されている。

右報告する。

平成二十六年三月二十六日

厚生労働委員長 後藤 茂之

衆議院議長 伊吹 文明殿

[別紙]

禁止等について定めるものとすること。  
四 父子家庭に対する福祉の措置の章を創設し、父子福祉資金の貸付け、父子家庭日常生活支援事業、保育所への入所等に関する特別の配慮、父子家庭就業支援事業等を定めるものとすること。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。

二 男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。

三 男女ともに仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間短縮対策のために有効な措置を講ずること。

四 女性の活躍促進にかかる取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。

五 I-L-O 第百五十六号条約の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ができるようにするとともに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有

右  
国会に提出する。

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十八条」に、「職業能力の開発及び向上等に関する措置」第十七条・第十八条）を「事業主等に対する国への援助等（第十九条）」に改め、同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。

「第十二条 第二十四条」に、「第二十五条 第二十七条」を「第二十五条 第二十七条」に改め、「第五章 短時間労働援助センター（第二十五条 第二十七条）」に、「第十九条 第二十二条 第二十三条」を「第二十八条 第三十一条」に改める。

「第四十一条」を削り、「第六章」を「第五章」に改め、「第四十二条 第四十七条」を「第二十八条 第三十一条」に改める。

第六条第一項中「もの（次項）の下に「及び第十四条第一項」を加える。

第五章を削る。

第四章第二節中第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条第一項中「第二十条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第四章第一節中第二十一條を第二十四条とする。

第二十条中「第二十四条」を「第二十七条」とす

め、同条を第二十二條とする。

第十九条中「第八条第一項、第十条第一項、第

十一条、第十二条第一項及び第十三条」を「第九条、第十二条第一項及び第十三条」に改め、同条を第二十二条とする。

第三章第二節中第十八条を第二十一条とする。

同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。

「第十二条 第二十三条」に、「第十三条 第二十二条」を「第二十二条 第二十三条」とし、同条の前に次の二条を加える。

同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。

（事業主等に対する援助）

第十九条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 事業主等に対する国への援助等

第十六条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

「第十二条 第二十三条」に、「第十三条 第二十二条」を「第二十二条 第二十三条」とし、同条の前に次の二条を加える。

第十二条第二項を削り、同条を第十三条とし、第十三条を第十四条とする。

第十条第一項中「については、職務内容同一短時間労働者」の下に「（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条を第十一条とする。

第十二条第二項を削り、第十四条を第三十一条とする。

第十一条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第一項の次に次の二項を加える。

第十六条の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十二条第一項中「もの（次項）の下に「及び第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条」とし、同条の前に次の二条を加える。

第二十二条第一項中「第二十条」を「第二十三条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十五条」とし、同条の前に次の二条を加える。

第三章第一節中第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第十一條まで、第十二条第一項及び前条を「前条まで」に改め、同条を第十五條」とし、同条の次に次の二条を加える。

（相談のための体制の整備）

第十六条 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に關し、その雇用する短時間労働者の

間労働者からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制を整備しなければならない。

第十三条の見出しを「（事業主が講ずる措置の内容等の説明）」に改め、同条中「から第十二条までまで」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

第三章第二節中第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「啓もう宣伝」を「啓発活動」に改め、同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。

（事業主等に対する援助）

第十九条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行なうことができる。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 事業主等に対する国への援助等

第十六条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

「第十二条 第二十三条」に、「第十三条 第二十二条」を「第二十二条 第二十三条」とし、同条の前に次の二条を加える。

第十二条第二項を削り、第十四条を第三十一条とする。

第十一条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第一項の次に次の二項を加える。

第十六条の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十二条第一項中「もの（次項）の下に「及び第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条」とし、同条の前に次の二条を加える。

第二十二条第一項中「第二十条」を「第二十三条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十五条」とし、同条の前に次の二条を加える。

第三章第一節中第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第十一條まで、第十二条第一項及び前条を「前条まで」に改め、同条を第十五條」とし、同条の次に次の二条を加える。

（相談のための体制の整備）

第十六条 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に關し、その雇用する短時間労働者の

待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。

第六章中第四十二条を第二十八条とし、第四十条を第二十九条とし、同条の次に次の見出し及一項として次の二項を加える。

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、第九条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。）に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第二項を削り、同条を第十三条とし、第十三条を第十四条とする。

第十一条第一項中「については、職務内容同一短時間労働者」の下に「（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条を第十二条规定する。

第十二条第二項を削り、第十四条を第三十一条とする。

第六章を第五章とする。

（過料）

第三十条 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十四条の前の見出し及び同条から第四十六条までを削り、第四十七条を第三十一条とする。

第六章を第五章とする。

（附則）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第二百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の四中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

## 理由

短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、期間の定めのない労働契約を締結していることとの相違による問題を踏まえ、この法律案を提出する理由である。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、短時間労働者の雇用管理の改善等を

## 図るため、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、

期間の定めのない労働契約を締結していることのとならないよう必要な措置を講ずること。

とする要件を削除するとともに、事業主等に対する要件を講じることとし、

する国の援助について定め、短時間労働援助セ

ンターを廃止する等の措置を講じようとするも

ので、その主な内容は次のとおりである。

1 短時間労働者の待遇について、通常の労働者との待遇との相違は、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を

考慮して、不合理と認められるものであつてはならないとの規定を設けること。

2 差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、事業主と期間の定めのない労働契約を締結して

いるものとの要件を削除すること。

3 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、その雇用管理の改善等に関する措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならないものとすること。

4 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対し厚生労働大臣が勧告をした場合において、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表する

ことができるものとする。また、事業主が報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を行つた場合に過料に処すること。

5 事業主等に対する国の援助について定めるとともに、指定法人である短時間労働援助センターの規定を廃止すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

短時間労働者の雇用管理の改善等を図るために、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、期間の定めのない労働契約を締結していることとする

要件を削除するとともに、事業主等に対する国

の援助について定め、短時間労働援助センターを廃止する等の措置を講じることは、時宜に適

するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本共産党より、差別的取扱いの禁止の対象となる短時間労働者について、当該事業所における慣行等からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が通常の労働者の職務の内容及び配置と同一の範囲で変更されると見込まれるものとの要件を削除すること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年三月二十六日  
厚生労働委員長 後藤 茂之  
衆議院議長 伊吹 文明殿  
〔別紙〕

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 通勤手当に限り、短時間労働者であることを理由に通常の労働者との間の待遇に相違が生じる場合には、第八条及び関連法制の動向を踏ま

## え、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理なものとならないよう必要な措置を講ずること。

二 短時間労働者の約七割を占める女性の活躍を推進するため男女雇用機会均等法についても、女性が活躍しやすい環境をつくっていく方向で引き続き改善を検討すること。

三 いわゆる無期フルタイムバートについては、労働契約による無期転換の状況等を踏まえ、必要に応じた検討を行うこと。

四 待遇等の説明を求めたことに対する不利益取扱いの禁止については、労働政策審議会の建議の趣旨を十分に踏まえ、事業主への指導を強化する措置を講ずること。

五 第八条につき、どのような場合に不合理と認められるかについて裁判例の動向を踏まえて適切な周知を行うこと。

六 公務の臨時・非常勤職員の任用に当たっては、本法の趣旨を踏まえた対応がなされるよう、必要な助言や情報の提供等を行うこと。

七 税制上の配偶者控除や被用者保険の被扶養基準や適用基準等との関係で短時間労働者の就業調整が広く行われている状況に鑑み、働き方に中立的な税・社会保険制度の構築について検討を行うこと。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右  
国会に提出する。  
平成二十六年二月二十一日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求める件  
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計  
画について、国会の承認を求める。

(別冊)

## 日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画

## 平成26年度収支予算

## 予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成26年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支  
予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約  
種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区  
域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりと  
する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に  
掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料  
の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定によ  
る場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を  
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のう  
ち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7  
に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重  
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料  
の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3  
に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者は、その者と生計をともにする者が  
別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合  
は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で  
必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残  
りのそれぞれについて、第1項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の  
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手  
当・厚生費と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の  
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画

の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互  
に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て  
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することがで  
きる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の  
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設  
備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に  
比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算におい  
て予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するとき  
は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、そ  
の一部又は全部を建設積立資産への繰入れに充てることができる。

第11条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その  
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れ又は設備の新  
設、改善に充てることができる。

第12条 國際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額  
は、それぞれ國際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第13条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調  
査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

(一般勘定)  
(事業収支)

## 平成26年度収支予算書

(単位 千円)

事業収入	項目	金額
信料入	料入	662,971,289
受取入	料入	642,801,774
付入	料入	3,476,823
次回入	料入	7,973,105
収入	料入	4,330,585

## (文 収) 録

事 業 支 出	特 别 収 入	3,400,000 989,002	資 本 収 支 差 金	建設積立資産繰入れ	8,000,000 —
				事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,619億8,228万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,520億9,308万2千円であり、経常収支差金は、98億8,920万5千円である。 (番組アーカイブ業務勘定) (事業収支)	
				(単位 千円)	
			款	項	金 額
			事 業 収 入	視 聴 料 収 入	2,102,177
			事 業 支 出	既 放 送 番 組 配 信 費 費 与 費 費	1,781,753 105,004 93,352
			職 手 当 管 備 務 別 備 支	既 放 送 番 組 配 信 費 費 与 費 費	44,539 33,500 24,200
事 業 収 支 差 金		9,004,207			19,829
事業収支差金の内訳					
資 本 支 出 充 当 (建設積立資産繰入れ)		8,000,000	事 業 収 支 差 金		
翌 年 度 以 降 の 財 政 安 定 の た め の 繰 越 金		1,004,207			
(資本収支)					
	款		項		金 額
資 本 収 入	項	金 額	資 本 収 入		24,200
		83,080,000		減 債 債 却 資 金 受 入 れ	24,200
			資 本 支 出		24,200
			建 設	費	24,200
資 本 支 出	建 設 費	83,080,000	資 本 収 支 差 金		—
		75,080,000	事業収支差金1,982万9千円については、一般勘定からの短期借入金の返還に充てる。これを含む平成20年度末の繰越不足△82億633万2千円については、一般勘定からの短期借入金等をもつて補てんする。		

(受託業務等勘定)  
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,378,106
事業支出	受託業務等収入	1,378,106
事業収支差金	受託業務等費	1,157,266
		220,840

事業収支差金 2億2,084万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業に係る放送として一般社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ難視聴対策衛星放送」以下「地デジ難視聴対策衛星放送」という。)によるもの(除く。)の自然の地形による難視聴地域(以下「難視聴地域」という。)又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

地デジ難視聴対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴若しくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし協会が定める要件を備えた地域又は難視聴地域において、地デジ難視聴対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

別表第3 支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等 継続支払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えることによって行う支払

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続支払い、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。  
予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。  
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
衛星契約	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続支払い、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。  
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
	衛星契約	特別契約	
50件未満		200円	
50件以上100件未満		230円	
100件以上		300円	

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払)による場合に限る)、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料のを算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる継続振込により支う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払による場合に限る)、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる繰続振込により支払う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

官 報 (号 外)

1 計画概説

平成26年度は、3か年経営計画の最終年度として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の4つの重点目標の達成に全力で取り組んでいく。国内外の情勢や想定される巨大地震による大規模災害への備えなど、日本が多くの課題を抱える中で、正確・迅速で公平・公正な情報を視聴者に届けることが公共放送に求められている。このような状況の下、放送・サービスにおいては、正確で迅速な報道に加え、課題を深く掘り下げるなど報道の強化を図る。また、いかなる災害時にも対応できるよう、安全・安心を守るためにの公共放送の機能強化を一層拡充し、あわせて、東日本大震災からの復興を引き続き支援する。さらに、世界に通用する質の高い番組及び日本や地域の発展につながる放送を充実することも、世界に向けた情報発信を強化する。放送と通信の連携が国内外で一層進展する時代に入り、スーパーハイビジョンやハイブリッドキャスト等次世代のサービスを開発・推進する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充し、新しい時代の公共放送を創り上げていく。

平成26年度事業計画

三  
謂者

- (5) なお、受信料額については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行ふ。

(6) 調査研究については、放送と通信が連携する時代によるさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) 給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

(8) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10) 公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化することともに、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、環境経営に着目を取り組むほか、公共放送を担う人材の確保・育成や職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

(11) 老朽化の進む渋谷の放送センターの建替えの検討を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底のため、営業改革と受信料制度の理解促進に努め、支払率と収納率の向上を図る。また、一層効率的な経営を行い、公共放送の価値を最大に高めていく。

- (1) いかなる災害時にも対応し、安全・安心を守る公共放送の機能強化を図ることのための放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、スーパー・ハイビジョン等の新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。

(2) 国内放送は、国民の生命・財産を守るために、災害時の報道及び番組制作体制を強化して正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援する。また、世界に通用する質の高い番組や世代を越えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を編成して、幅広い視聴者の支持と共感が得られる豊かな放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、2014 FIFA ワールドカップ・ブラジルや放送開始90周年関連番組、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送する。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語による番組の拡充やニュース発信の強化等テレビジョン国際放送の強化を図るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

なお、受信料額については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行う。

(5) 調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

(7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

(8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、環境経営に着実に取り組むほか、公共放送を担う人材の確保・育成や職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

(10) 老朽化の進む渋谷の放送センターの建替えの検討を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

## 2 建設計画

建設計画については、衛星放送施設の整備に3億円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に168億4,900万円、放送会館の整備に50億6,000万円、放送番組設備の整備に400億2,100万円、研究施設の整備等に128億5,000万円、総額750億8,000万円をもって実行する。

## (1) 衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送信設備など衛星放送設備の整備を行う。

## (2) テレビジョン放送網整備計画

地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化するとともに、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。また、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行ふ。

これらに要する経費は、77億400万円である。

## (3) ラジオ放送網整備計画

地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化するとともに、外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局を建設するとともに、FM放送局の建設に着手する。また、国際放送の送信設備を更新するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、91億4,500万円である。

## (4) 放送会館整備計画

放送会館については、京都放送会館の建設を完了する。また、熊本、仙台及び金沢の放送会館の整備を進めるとともに、静岡及び大津の放送会館を整備するための諸準備等を行う。

これらに要する経費は、50億6,000万円である。

## (5) 放送番組設備整備計画

首都直下地震等に備え、渋谷の放送センターの代替機能を整備するとともに、全国の取材・伝送機能等を強化する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、400億2,100万円である。

## (6) 研究施設、一般施設整備計画

実用化のためのスーパーハイビジョンの設備や新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、92億1,000万円である。

## (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、36億4,000万円である。

## 六四(電気)

## 3 事業運営計画

## (1) 国内放送

## ア 番組関係

## (ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、生活中欠かせないチャンネルとして、正確な情報を伝え、日本そして世界の課題を考えるニュースや番組を継続・強化するとともに、創造的な文化、教養、娛樂番組等、心豊かに暮らせる番組をバランスよく編成する。正確・迅速で公平・公正な報道に万全を期し、防災や減災に役立つ情報の提供を一層強化する。また、東日本大震災からの復興を支援する番組や世代を越えて楽しむことのできる番組を放送するとともに、世界に通用する大型番組の開発、展開を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、青少年・子供の健全な育成に資する番組や知的関心にこだえる番組、文化・芸術の継承・発展に資する番組、福祉番組等を編成し、教育放送に求められる役割を着実に果たす。このほか、定期のマルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。

## (イ) 衛星テレビジョン放送

B S Iは、生放送にこだわるスポーツや世界の今を伝える国際情報番組、世界の深層に迫るドキュメンタリーを中心に、見ごたえのある内容で、激動する世界を深く伝える番組等を編成し、新規視聴者層の開拓を図る。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B S プレミアムは、幅広い世代が楽しめる知的エンターテインメントチャンネルとして、圧倒的な訴求力と話題性を持った大型企画番組や地域の支援につながる番組など深い満足感を与える番組の充実と戦略的な編成に努め、新たな視聴者層の獲得を目指す。放送時間は、1日24時間を基本とする。

## (ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、災害等の緊急時に、生命や暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安心ラジオとしての機能強化に引き続き取り組む。また、音声の基幹波として、幅広い世代に向けて、心に届く番組や知的好奇心を刺激する番組など多彩な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等で多様な知的欲求にこだえる番組の充実を図る。また、福祉番組や在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、1日19時間を基本とする。

F M放送は、総合音楽波として、良質な音楽番組等により、新しい音楽文化の発信に努める。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波として細かなライブライン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

また、ラジオ放送を聴取していく状況の改善に資するため、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びF M放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供する。

<p>(エ) 地域放送</p> <p>地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を編成し、地域の安全・安心と再生・活性化に貢献する。また、地域からの全国発言を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間20分を基本とする。</p> <p>(イ) 補完放送</p> <p>データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、各波の特色に合わせたコンテンツを展開して、防災情報や生活情報、番組情報の充実を図る。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスの充実・開発に取り組む。</p> <p>テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間の拡大等サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。</p> <p>ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ただし、教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施する。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組開催情報等を提供する。</p> <p>(カ) 放送番組の提供等</p> <p>放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。</p> <p>放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、総合テレビジョンに加えて教育テレビジョン、BS1及びBSプレミアムにサービスを拡大し、コンテンツの充実や番組運動サービスの開発・制作を進める。</p> <p>インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うとともに、放送番組の周知やきめ細かな安全・安心情報を提供するなど、多様な情報発信に取り組む。</p> <p>放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。</p> <p>これら番組関係に要する経費は、番組制作費2,120億94万8千円、番組の編成企画費等に205億9,385万7千円で、総額2,325億9,980万5千円である。</p> <p>技術関係</p> <p>放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。</p> <p>これら技術関係に要する経費は、総額593億6,556万円である。</p> <p>以上により、国内放送費総額は、2,919億6,536万5千円となる。</p> <p>(2) 國際放送</p> <p>國際放送は、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。また、インターネットによるサービス等を行う。</p>
<p>外国人向けテレビジョン国際放送では、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、日本に対する世界の関心が一段と強まっている中、諸外国へ日本とアジアの実情を的確に伝え、日本への信頼を高めていく。これまでの番組編成を大幅に刷新し、編成の基本単位となる1ブロックを4時間から6時間に拡大するなど、発信力を強化する。また、国内での独自取材を増やすとともに、世界に広がる協会の取材拠点と連携して、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝える英語ニュースを一層強化する。さらに、日本の伝統芸能や国際貢献の取組等を伝える番組を新たに編成し、幅広い視聴者の期待にこたえる。このほか、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。</p> <p>日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、1日5時間程度、ニュースや情報番組を中心にお送り、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び歐州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。</p> <p>このほか、邦人に向けた海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>ラジオ国際放送については、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日58時間40分とする。</p> <p>このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>インターネットによるサービスについては、ストリーミング配信等による視聴機会の拡大やホームページの機能性と利便性の向上を図るとともに、多言語展開を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、総額171億5,681万7千円となる。</p> <p>(3) 契約収納</p> <p>受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額582億1,978万5千円となる。</p> <p>(4) 受信対策</p> <p>平成27年3月末の衛星セーフティネット(地デジ難視対策衛星放送)の終了に向けて、新たな難視対策や混信への対策等を着実に実施する。また、受信相談など視聴者への受信サービス活動を展開する。</p> <p>これらに要する経費は、総額37億149万6千円となる。</p> <p>(5) 広報</p> <p>視聴者との対話の仕組みを一層強化し、意見や要望又は苦情を迅速かつ的確に把握することを、放送及び業務運営へ反映させる回路の充実に努める。また、公共放送や受信料制度への理解促進及び視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。</p> <p>これらに要する経費は、総額54億167万6千円となる。</p>

## (6) 調査研究

放送技術の研究については、実用化に向けたスマートハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。

放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究を行うとともに、全国放送サービス接触動向調査を実施するなど、視聴者意向の的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額99億2,326万円となる。

## (7) 給与

給与については、総額1,197億9,378万9千円とし、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制の構築・整備を進める。

## (8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の増等により、総額631億112万9千円となる。

## (9) 共通管理

共通管理については、固定資産税の増等により、総額124億3,601万5千円となる。

## (10) 番組アーカイブ業務

アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

## (11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は3億7,810万6千円、支出は11億5,726万6千円である。

## (12) 効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化

公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理する。あわせて、公共放送としての役割の実現を目指す基本方針や、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の4つの重点事項に加え、現場管理を一貫して管理し、マネジメントの強化を図る。また、業務の細分化や要員の見直し等を行い、より効率的な業務体制を構築するとともに、子会社等の経営目標管理を徹底するなど、NHKグループとしてのガバナンスやマネジメントを強化する。環境経営については、放送会館の省エネルギー化等に着実に取り組む。

さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う高い使命感を備えた人材を確保するとともに、コンプライアンス意識の醸成やマネジメント力強化の人材育成施策を充実する。あわせて、人材の評価・配置の適正化により職員の士気を高めるとともに、活力ある職場づくりを進める。

## 4 受信契約件数

## (1) 地上契約

## ア 有料契約見込件数

イ 受信料免除見込件数		年度 分	平成26年度	平成25年度	増減
年度	初頭契約件数	20,842,000	21,092,000	△ 250,000	
年度	内新規契約件数	1,440,000	1,480,000	△ 40,000	
年度	内解除契約件数	1,630,000	1,730,000	△ 100,000	
年度	内増加契約件数	△ 190,000	△ 250,000	60,000	
年度	未契約件数	20,652,000	20,842,000	△ 190,000	

## (2) 衛星契約

## ア 有料契約見込件数

イ 受信料免除見込件数		区 分	平成26年度	平成25年度	増減
年度	初頭契約件数	17,777,000	17,047,000	730,000	
年度	内新規契約件数	1,260,000	1,300,000	△ 40,000	
年度	内解除契約件数	580,000	570,000	10,000	
年度	内増加契約件数	680,000	730,000	△ 50,000	
年度	末契約件数	18,457,000	17,777,000	680,000	

イ 受信料免除見込件数		区 分	平成26年度	平成25年度	増減
年度	初頭免除件数	350,000	316,000	34,000	
年度	内新規免除件数	84,000	83,000	1,000	
年度	内解約件数	60,000	49,000	11,000	
年度	内増加免除件数	24,000	34,000	△ 10,000	
年度	未免除件数	374,000	350,000	24,000	

## (3) 特別契約

## 有料契約見込件数

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	10,000	10,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0
年 度 未 契 約 件 数	10,000	10,000	0

(参考 1)

## 有料契約見込総数

区 分	地上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 约	合 計
年度初頭契約件数	20,842,000	17,777,000	10,000	38,629,000
年度内増加契約件数	△ 190,000	680,000	0	490,000
年度末契約件数	20,652,000	18,457,000	10,000	39,119,000

(参考 2) 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度初頭契約件数	203,000	106,000	309,000
年度内増加契約件数	1,000	6,000	7,000
年度末契約件数	204,000	112,000	316,000

## (3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト 等 継 続 振 达	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	61,000	10,000	28,000	7,000
年度内増加契約件数	4,000	2,000	0	0
年度末契約件数	65,000	12,000	28,000	7,000

## (1) 地上契約

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト 等 継 続 振 达	繼 続 振 达 そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	14,761,000	2,323,000	2,645,000	1,113,000
年度内増加契約件数	△ 247,000	200,000	△ 22,000	△ 121,000
年度末契約件数	14,514,000	2,523,000	2,623,000	992,000

(参考 2) 支払区分別受信契約件数

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト 等 継 続 振 达	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	93,000	15,000	44,000	51,000
年度内増加契約件数	4,000	2,000	0	△ 5,000
年度末契約件数	97,000	17,000	44,000	46,000

## (3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト 等 継 続 振 达	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	367,000	200,000	122,000	△ 293,000
年度内増加契約件数	367,000	200,000	122,000	△ 293,000
年度末契約件数	12,101,000	1,998,000	4,074,000	284,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト 等 継 続 振 达	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,734,000	1,798,000	3,952,000	17,777,000
年度内増加契約件数	367,000	200,000	122,000	△ 293,000
年度末契約件数	12,101,000	1,998,000	4,074,000	284,000

## (4) 建設機械

## 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	10,113人
建 設 関 係	179
合 計	10,292

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内100人の純減を見込んだものである。

## 平成26年度資金計画

## 1 資金計画の概要

平成26年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,532億7,777万3千円、事業経費、建設経費等による出金総額7,652億5,442万4千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料收入予算6,428億177万4千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,376億8,392万2千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金11億6,212万1千円、国際放送関係など交付金收入34億7,682万3千円、有価証券の償還325億円、受取利息その他の入金784億5,490万7千円を見込む。

以上により、入金額は、総額7,532億7,777万3千円である。

3 出金の部

事業経費5,751億7,694万2千円、建設経費750億8,000万円、有価証券の購入550億円、納付消費税その他の出金599億9,748万2千円を合わせて出金額は、総額7,652億5,442万4千円である。  
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前 期 未 資 金 有 高	74,545,456	93,830,671	61,546,877	84,280,143	—
2 入 受 信 料	232,856,557	150,486,476	218,675,942	151,258,798	753,277,773
3 固 定 資 產 売 却 代 金	197,166,024	124,128,566	189,309,597	127,079,735	637,683,922
交 付 金 収 入	13,503	618,010	138,431	392,177	1,162,121
有 価 証 券 債 還	3,232	1,732,822	7,948	1,732,821	3,476,823
受 取 利 息 そ の 他 の 入 金	11,500,000	8,300,000	8,100,000	4,600,000	32,500,000
3 出 事 業 経 費	24,173,798	15,707,078	21,119,966	17,454,065	78,454,907
建 設 経 費	213,571,342	182,770,270	195,942,676	172,970,136	765,254,424
有 価 証 券 購 入	160,846,689	137,056,404	145,960,246	131,313,603	575,176,942
納 付 消 費 税 そ の 他 の 出 金	20,640,522	12,684,562	17,554,163	24,200,753	75,080,000
4 期 末 資 金 有 高	93,830,671	61,546,877	84,280,143	62,568,805	—

日本放送協会平成26年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成26年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成26年3月

日本放送協会平成26年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、国民の命・安心を守り、日本の元気をつくる公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

このような公共放送としての社会的使命の下、協会の平成26年度の收支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、海外情報発信の強化を目指す国際放送の充実・強化、我が国の成長戦略の牽引力として期待されるスーパー・ハイビジョン(4K・8K)等の先導的サービスの開発・普及、大規模災害に備えた公共放送の機能の強化等に向けた取組の一層の充実・強化を図ることとしており、おおむね妥当なものと認められる。

なお、收支予算等の実施にあたっては、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、業務の効率化・合理化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、國民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である。

また、特に下記の点について配意すべきである。

- 1 国内放送番組の充実
  - 放送番組の編集に当たっては、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える番組の提供等を行ふとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
  - 国民各層の中での意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。
  - 報道の強化に一層努めること。
  - 地域の再生や活性化に貢献する、地域に密着した番組の充実を図ることにより、地域からの情報を発信すること。
  - 字幕・解説放送等については、「視聴障害者向け放送普及行政の指針」(平成24年10月2日)等を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施をはじめ、一層の充実を図ること。
  - 多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件の確保に配慮しつつ、外部制作事業者に十分な機会を提供することで、その能力の一層積極的な活用に努めること。

## 2 國際放送の充実による海外情報発信の強化

- 現在、我が国の中重要な政策及び國際問題に対する公的見解並びに我が國の經濟・社會・文化の動向を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。このような状況を踏まえ、我が国が正しく理解され、國際交流や成長戦略の推進に寄与するよう、國際放送の一層の充実・強化を図ること。

- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」について、ニュース番組や我が国及び地域の実情や魅力を伝える番組の充実、受信環境の一層の整備・改善、正確な調査・分析に基づく効果的な周知広報活動の推進、インターネットの活用及び国内における視聴機会の拡大等の取組を積極的に進め、国内外における国際放送の認知度の向上及び視聴者の増加を図ること。

## 3 スーパーハイビジョン(4K・8K)等の積極的な推進

- 平成32年(2020年)開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、研究開発、パブリックビューイング等による普及促進、実用化に向けた設備投資及びコンテンツの充実等、スーパーハイビジョンに係る取組を積極的に推進し、公共放送としての先導的な役割を果すこと。
- 平成25年度から認可を得て開始している、通信と放送の連携サービスであるハイブリッドキャストをはじめとするインターネットを活用した先進的な取組について、技術検証やサービス実証等を着実に実施し、その成果を関連民間事業者等と広く共有するなど、公共放送としての先導的な役割を果すこと。
- 番組アーカイブ業務(NHKオンデマンド)については、平成25年度までの取組を踏まえ、更なるサービスの利便性向上、番組アーカイブの充実及び効果的な周知広報等、利用者のニーズを汲み取る取組を行うことにより、単年度黒字を着実に達成すること。

## 4 地上デジタル放送日本方式の国際展開の推進

- 日本方式に係る研究開発の成果がより広いかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。
- 我が国の成長戦略の柱の一つであり、経済的側面や文化面での交流などさまざまな効果が期待される放送コンテンツの海外展開について、現地のニーズに合致したきめ細やかな対応を行う等、戦略的かつ積極的に取り組むこと。
- 衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策等、完全デジタル化移行後の課題に着実に取り組むこと。

## 5 経営改革の更なる推進

- 協会の経営が国民・視聴者が負担する受信料により支えられているということを十分に自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下につながらないことに配慮しつつ、コスト意識を持つて業務の合理化・効率化に努めること。

## (六) 呼び聲

## 〇 給与等について、平成25年度から開始されている「給与制度の改革」を引き続き着実に推進し、適正化に努めるとともに、国民・視聴者に対する説明責任を十分に果たすこと。

- 平成25年10月に発覚した架空発注の事案を踏まえ、同様の不祥事が今後再発しないよう、コンプライアンスのより一層の確保を図ること。

- 女性職員の割合が14.7%であることを踏まえ、女性職員の採用及び管理職への登用の拡大に努めること。

## 〇 受信料の公平負担の徹底等

- 受信料の公平負担を確保するため、効率性にも配慮しつつ、多様な手法を活用することにより、未契約者及び未払者対策を一層徹底し、支払率の向上を図ること。その際、都道府県別推計世帯支払率のうち、特に支払率の低い地域については、具体的な目標を設定して集中的な取組を実施すること。

- 平成26年4月からの消費税引上げに伴う、受信料額の改定に当たっては、周知広報を行うとともに、国民・視聴者からの問い合わせに対しても適切に対応すること。
- 視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について不斷の見直しを行うとともに、契約収納活動について、適切な法人委託への円滑な移行や低額かつ安全な情報システムの運用等を通じて経費の抑制を図ること。

## 7 新放送センター整備計画の具体化

- 新放送センターの整備に係る費用は受信料により賄われることから、国民・視聴者の十分な理解の下で計画を進めることを踏まえ、協会においては、今後、整備計画の具体的な内容を逐次かつ速やかに明らかにすること。

## 8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強制化

- 東日本大震災の被災地の様子を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、復興に向かう被災地の取組を支援すること。
- 首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、大阪局等への本部バックアップ機能の整備を平成26年度中に完了するとともに、緊急報道対応設備の整備の推進等の取組を通じて、大規模災害に備えた公共放送の機能の強制化を図ること。

## 理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成26年度收支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

力ある職場づくりを進める。  
老朽化の進む渋谷の放送センターの建替えの検討を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てること。

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成二十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第七十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十六年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、海外情報発信の強化を目指す国際放送の充実・強化、我が国の成長戦略の牽引力として期待されるスーパー・ハイビジョン（4K・8K）等の先導的サービスの開発・普及、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化等に向けた取組の一層の充実・強化を図ることとしており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によつて支えられているとの認識の下、業務の効率化・合理化に向けたためまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である」とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

（一）一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ百五十億円増加の六千六百二十九億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ六十億円増加の六千五百三十九億円、事業収支差金九十億円となつており、この事業収支差金九十億円のうち八十億円を、老朽化の進む渋谷の放送センターの建替え等に備えて建設積立資金に繰入れる。

るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。

（二）受信料の額は、月額で、口座振替及びクレジットカード継続払の場合、地上契約千二百六十円、衛星契約二千二百三十円、継続振込等の場合、地上契約千三百十円、衛星契約二千二百八十円等に改定する。

2 事業計画

（一）いかなる災害時にも対応し、安全・安心を守る公共放送の機能強化を図るための放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、スーパー・ハイビジョン等の新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。

（二）国内放送は、国民の生命・財産を守るために、災害時の報道及び番組制作体制を強化して正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援する。

また、世界に通用する質の高い番組や世代を超えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を編成して、幅広い視聴者の支持と共感が得られる豊かな放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、二〇一四年FIFAワールドカップ・ブラジルや放送開始九十周年関連番組、二〇二〇年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送する。

（三）国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語による番組の拡充やニュース発信の強化等テレビジョン国際放送の強化を図

ることとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。

（四）受信料の公平負担の徹底に向けて、契約受納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と受納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行なう。

3 資金計画

平成二十六年度の資金計画は、受信料等による入金総額七千五百三十二億円、事業経費、建設経費等による出金総額七千六百五十五億円をもつて施行する。

（五）調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

（六）給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

（七）アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

（八）会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

（九）公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、環境経営に着実に取り組むほか、公共放送を担う人材の確保・育成や職員の士気の向上と活

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成二十六年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年三月二十七日

衆議院議長 伊吹 文明殿  
〔別紙〕

総務委員長 高木 陽介

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議  
政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、役員の言動等に對し国民の厳しい批判が寄せられていることに鑑み、信頼の回復に努めること。また、不祥事が頻発している事態を踏まえ、綱紀を肅正し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を擔う者として職員の倫理意識を向上させ、組織一体となつて信頼確保に取り組むこと。さらに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。

二 政府は、協会が放送法に基づいて公共の福祉と文化の向上に寄与することを目的に設立され

た公共放送事業体であることを踏まえ、放送法に基づき、公共放送の自律性を保障すること。

三 協会は、放送番組の編集に当たつては、我が

国の公共放送としての社会的使命を認識し、國民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、自

律性、不偏不党性を確保し、國民各層の中で意

見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めること。

四 国際放送については、我が国の經濟・社會・文化等の動向を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている状況を踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・經濟活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

五 協会は、受信料により支えられているということを十分に自覚し、國民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及びさらなる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

六 協会は、本年四月からの消費税引上げに伴う受信料額の改定に当たつては、確実に周知広報を行うとともに、國民・視聴者からの問い合わせに對しては適切に対応すること。また、公共放送の存在意義と受信料制度に対する國民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

七 協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進することとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高

い効率的なグループ経営を推進すること。

八 現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・デバイドの解消が喫緊の課題となつていてことから、字幕放送、解説放送等の一層

の充実を図ること。

九 地上デジタル放送への完全移行後の課題について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、暫定対策を講じている世帯等への恒久対策等について着実な実施に努めること。

十 協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、大阪局等への本部のバックアップ機能の整備を平成二十六年度中に完了するとともに、緊急報道対応設備の推進を図ること。また、東

日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配意すること。

十一 受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況調達に係る取引等のほか、新放送センターの整備計画について國民・視聴者に對しその説明責任を十分果たしていくこと。

十二 協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年の本放送開始に向けたスーパーハイビジョンのほか、ハイブリッドキヤースト等の実用化に向けた研究開発、サーキュス実証等に積極的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。

十三 協会は、その經營が國民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、コスト構造や視聴行動の変化、技術革新の動向等を勘案し、受信料体系の在り方について、国会答弁を踏まえ不斷の見直しを行うこと。

官 報 (号 外)

平成二十六年三月二十七日 衆議院議録第十一号

明治三十一年五月三日  
郵便物認可

発行所	〒105-0005 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	(本体) 三五〇円